

平成25年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成25年6月14日(金)

東洋町議会

余 白

平成25年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場議会議場
開 会 平成25年6月14日(金) 9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 議長 | 小野 正路 君 | 副議長 | 今宮 裕明 君 |
| 1番 | 西岡 尚宏 君 | 2番 | 高畠 俊彦 君 |
| 3番 | 小松 熙 君 | 4番 | 欠 員 |
| 5番 | 小林 幸三 君 | 6番 | 松本 太一 君 |
| 7番 | 田島毅三夫 君 | 8番 | 佐竹 新一 君 |

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名。

| | |
|----------------|---------|
| 町 長 | 松延 宏幸 君 |
| 副 町 長 | 大坂 哲也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 川田真由美 君 |
| 教 育 長 | 奈良崎幸一 君 |
| 総 務 課 長 | 光本 速雄 君 |
| 税 務 課 長 | 安岡 良仁 君 |
| 住 民 課 長 | 光本 孔士 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 伊吹真貴博 君 |
| 教 育 次 長 | 藤村明美智 君 |
| 地域包括支援センター事務局長 | 蛭子 浩久 君 |
| 総務課長補佐 | 長崎 正仁 君 |
| 税務課長補佐 | 福原 良幸 君 |
| 産業建設課長補佐 | 小池 昭平 君 |
| 代表監査委員 | 福島 登 君 |

本会議に職務のため、出席した者の職氏名。

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 生松 克祐 君 |
| 事務局書記 | 築地 仲音 君 |

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島毅三夫 君 8番 佐竹 新一 君

平成25年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成25年6月14日(金) 午前9時開議

- [日程第1] 議案第31号 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第2] 議案第32号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第3] 議案第33号 専決処分事項「平成24年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第34号 専決処分事項「平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第5] 議案第35号 専決処分事項「平成24年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第6] 議案第36号 東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについて
- [日程第7] 議案第37号 東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第38号 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて

- [日程第 9] 議案第 39 号 平成 25 年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算
(第 1 号) を定めることについて
- [日程第 10] 議案第 40 号 財産の取得について
- [日程第 11] 議案第 41 号 財産の取得について
- [日程第 12] 議案第 42 号 東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて
- [日程第 13] 発議第 1 号 東洋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第 14] 発議第 2 号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第 15] 発議第 3 号 子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書について
- [日程第 16] 発議第 4 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について
- [日程第 17] 発議第 5 号 燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書について
- [日程第 18] 議員派遣について
- [日程第 19] 閉会中の継続審査・調査の申し出について
(1) 総務教育民生常任委員会
(2) 産業建設常任委員会
(3) 議会運営委員会
- [日程第 20] 一般質問

余 白

平成25年第2回東洋町議会定例会（2日目）平成25年6月14日 金曜日
議事のでんまつ

議長

（小野 正路議長）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより平成25年第2回東洋町議会定例会を開会致します。

（開会時間：9時00分）

まず、東洋町議会から住民の皆様にお知らせ致します。このたび、本議会からIP告知の4チャンネルで、議会放送が視聴できるようになりました。わが町の課題や町民の意見がどのように議論され、反映されていくのかを是非、この機会にお聴きいただければと存じております。これからも我々、議員一同、議会活動に邁進していく所存でございますのでどうかよろしくお願いを致します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項を含む条例4件及び補正予算5件、財産2件、指定管理者の指定1件、発議5件、議員派遣1件、閉会中の継続審査、調査1件、計19件であります。それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。6月12日、総務教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会を開催し、その報告書が届いております。総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情書と、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書採択の陳情書については採択と報告があります。次に、産業建設常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書は採択と報告がそれぞれありました。以上をもって諸般の報告を終わります。

日程に入ります。日程第1、議案第31号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありますか。（自席より、なしの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（自席より、なしの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第2、議案第32号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありますか。（自席より、なしの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（自席より、なしの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第3、議案第33号、専決処分事項、平成24年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

（田島 毅三夫君）

1点だけ質問させていただきます。冷凍施設の管理料200万円の減額についてお聞きしたいです。これは24年度当初予算です。初めに614万円が計上されておりました。その後、200万円減額なりまして、そして今回、その残り200万円が減額といいますか、された。そういうことでございます。理由は事業を休止しているためということでございますけれども、25年度は当初より予算は組まれていませんで、今年で2年目、この冷凍施設が休業すると、していると、こういう状態になります。これはどうですかね、こういうその多額の国庫補助金、県補助金等を頂いてですね、そして造った、こういう施設が本当に、半年ぐらいでしたかね、稼働して、その後、ずっと休業している。こういう状態について行政責任といいますか、これは前の執行者の下で行われたも

のでございますけれども、これはやはり、長としてのやはり責任があると、こう考えております。今後、この冷凍施設運営をどのようにするのか、議会及び住民に説明を求めたい。執行部の方から。よろしくお願い致します。2つ目の質問でございますけれども、24年度に計上されていた電気、水道、電話代等、計29万1,000円。それから修理代が60万円計上されておりました。しかしながら、今回の補正の中で、その減額の説明がございません。どういう理由でしょうか。お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から田島議員の質疑にお答え致します。野根漁港の冷蔵施設についてはですね、昨年11月7日に町と漁協が協議をしまして、漁協が管理し、利用していくことになっておりました。その後ですね、動きがありませんでしたので、25年度に入り再度、協議をすることを考えておりましたが、組合長が現在、長期入院のため不在です。そのため現在に至っております。今後、漁協と協議をして、使用しないのであれば民間への利用も考えていきたいと思っております。それと2番目のですね、今回の専決の減額ですが、今回の専決では100万以上の不用額が対象であったため、それ以下のものについては決算により、不用額として計上されます。なお、60万円については漁協の修繕費として計上されていたものです。以上です。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、課長からそういうように、漁協の組合長さんの体調不良、あるいはそういうことが原因で、理由で、今、継続といいますか、協議が止まっていると。それでどうしても駄目な場合には民間に何らかの形で対応していくと、こういう説明でございます。一番心配しているのは畜養施設もございましたね。あれで国庫返還が3,400いくらでしたか、返還しましたが、そういうことになれば大変だということで、事前に私は

何らかの形を取っていただきたいという質問でございました。これは例えばですね、今、民間ということで話が出ましたので、例えば、あれは冷凍でなくて、冷蔵ということにはならないのでしょうか。温度を上げてですね、冷凍でなくて、冷蔵でこう何か、保冷库というような形でできれば、そういうものも考えていったらどうかと思います。それから、養殖用のアジ、サバ、あるいはイワシ等の冷凍した飼料ですね、そういうものの冷凍も考えていったらどうかと思いますね。それから、その他、肉屋さんとかと、そういう企業の肉なんかもひとつは冷凍したらどうかと、そういう自分なりの考えを持っておりますが、これは執行部としてどうでしょう、そういう考えはございましょうか、お聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)
産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
田島議員さんの先ほど言われたことに対してですね、今後、協議して、民間の方が利用できる方がいれば、そういうことも考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長

(小野 正路議長)
他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号、専決処分事項、平成24年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第4、議案第34号、専決処分事項、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終

わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号、専決処分事項、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第5、議案第35号、専決処分事項、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号、専決処分事項、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第6、議案第36号、東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号、東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第37号、東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号、東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第38号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、西岡尚宏君。

1番議員

(西岡 尚宏君)

1点だけ、野根漁協の避難階段設置設計委託費及び工事費、計800万について、この事業は野根漁協の陳情によって、すると聞きましたが、金額が800万ということで、若干、大きいのでお聞きしたいと思えます。整備場所、整備内容、海拔、避難収容人数はどうなっているのかお聞きしたいと思えます。

議長

(小野 正路議長)

産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

西岡議員の質疑にお答え致します。野根漁港の避難階段の設置についてはですね、場所は野根漁港の東側入口から旧港へ下る道と、それと漁協下へ下る道の交差する辺りの、法面擁壁に設置することを考えています。規模内容については幅1メートル、長さ10メートル、高さは擁壁のストンガードまでを考えております。今後、設計の段階で道路の通行や構造物への影響等を考慮して、設計していきたいと思えますので、規模等の変更もあり得るかと思えます。収容人数等は定めておりません。海拔についても設計時に計測するようにしておりますが、周辺の高さでいくと約14メートルぐらいということをお聞きしております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

1 番、西岡尚宏君。

1 番議員

(西岡 尚宏君)

この避難所はなかなか工事も難しいと思うんですが、いつ頃、完成をする予定ですか。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

一応、まだ決定ではないんですが、夏ぐらいから設計に入りまして、年末ぐらいには完成をしたいと考えております。

議長

(小野 正路議長)

1 番、西岡尚宏君。

1 番議員

(西岡 尚宏君)

今、課長の方から12月という、だいたいのところがありましたが、漁協の場合は、野根地区では一番、人の集まる所とっておりますので、1日も早い完成をお願いしたいと思います。これで終わります。

議長

(小野 正路議長)

西岡尚宏君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫君)

通告してあります。順次、質問させていただきます。避難路整備事業消防債費として3,630万円の歳入が、減額補正されております。このことについてお聞き致します。これはですね、町債まで起債して計上しながら、1カ月ちょっとの年度途中で、避難路整備事業費として3,630万円もの減額があったと、こういうことであります。理由としては、一つは全町の避難路が全て完了したのか、整備が完了したのか、と思っておりますが、どうでしょうか。お聞きしたいと思います。それから、他に減額の理由があるとしたらお聞きしたい。それから、この起債は後年度、何らかの形で還付させるものであるのか、あったのか、お聞きして

おきます。2つ目ですが、25年度の当初予算歳出では6,600万円の避難路設置事業が計画されておりましたね。ところが、今回のこの減額によって、どの事業費部分が減額になったのかお聞きしたい。なぜ、予算書の歳出分に、その減額が計上されていないのか、補正されていないのか。このことをお聞きしたいと思います。3つ目になります。現在、町の避難所数は聞くところによりますと、甲浦が33箇所、生見が6箇所、野根が25箇所の計64箇所が設置されていると、こう聞いておりますが、そのうち甲浦が2箇所、生見が1箇所、野根3箇所の計6箇所がまだ、その津波の浸水高より被害をクリアされていない。つまり、その浸水よりも下にある、こう聞いております。至急に、この避難場所、あるいは避難路のですね、対応ということで高台へ今後、移動するということになると思いますが、その中でも、特に甲浦東地区、それから、中町地区、真乗寺の裏手の避難所ですね、それから、ウグイス谷の避難所、避難路、そういうことから、住民さんからも、あるいはまた自主防災からも要請が上がっております。その他、浸水クリアされている所でも階段の改修など多々、要請が上がっております。本年度についてですね、この避難路整備の予算は大丈夫なんでしょうか。この3,600万円の減額によって今後、この1年間、この避難路、避難所の整備に予算が大丈夫なのかという心配をしております。お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
続けて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

了解。これが1つ目の質問でございます。

この2つ目のなごみの体育館については、これは削除致します。申し訳ございません。答弁をやりたいというようであればやりますが、どうでしょう。なかったらこれは、分かりました。これは除けらしてもらいます。

2番になります。通告書の3番になります。渇水時に水田用水施設設置という名目でですね、中村、中島の田役組合が、水が渇水したときに井戸を掘って、そこから水を汲み上げて、その田を守ると、配水をすると、こういうことで今回、700万円の予算が上がってきました。プラス、これには受益者の負担が300万円ございます。1,000万円

掛けて26メートルの、直径2メートルの、そういう井戸を掘る、こういうことなのですが、これはどうですか。2つの組合があります、中島、中村にあります、その組合、それから組合員さん、あるいはまた会をとって、こういうこの説明ができていますかね。説明して、それから分担金というか、個人負担金も出ますが、そういうことを全組合員にお話しして、総意の下に上がってきたものかどうか、ちょっと心配しておりますのでお聞きしたいと思います。これが3つ目の質問です。3番目の質問です。

それから、4番目の質問になりますが、これは今、西岡議員から質問がありましたので、そこになかった部分についてフォローさせて、質問させてもらいますが、当初、聞いたら、この800万というのは全額、町債を起債して行くと、こういうことでした。あとで聞きますと、ちょっとやはり補助金があると聞いておりますけれども、例えばですね、国、県の漁業集落環境整備事業補助金、若しくは漁港の集落ですね、集落環境整備の津波対策整備推進事業補助金、こういうのがあるんですが、こういうものを使えば、その今いう起債の町負担額は少なくなるのではないかと、そう思うんですが、こういう検討はされたのでしょうか。お聞きしたいと思います。それから、また3分の2の補助のある県事業であります、津波避難対策推進事業補助金、こういうものがあると聞いておりますが、こういう検討はされたのでしょうか。お聞きしたいと思います。それから3つ目になりますが、聞けばそこにそういう避難の、昨日、私は見てきました。確かにうちは当初、そのまま東か、右、左の国道に上がっていただいて、それから、国道の一番高い所は19メートルと聞いておりますので、そこへ逃げていただくと、そして、どうしてもそれでも危ないと思えば、それから林道を通って、上に上がっていただくと、これでいいんじゃないかと、いうことを思っておりました。そして昨日、現場を見てきましたところ、確かに距離的にいっても、前の階段を上がる方が時間的にも有利かなと、そう考えて帰ってきたんですけども、そういう階段を上がっていける方は、それでいいとしましてですね、なかなか高齢者の方等は、なかなか難しいと思います。そこでもう一つの選択肢として、その選択肢といいますか、車を使ってね、国道へ逃げる、あるいはまた共助して、そういう年齢的な方、弱者の方をやっぱり共助してから国道へ逃げるような体制も取ったらどうか、こういうことなのですが、町の方から話し合いをしていただきたいのですが、できますでしょうか。お聞きしたいと思います。これが4番目の質問です。

それから、5番目の質問になりますが、産業廃棄物の処分費900万円が計上されております。これは白浜の工場が今、中止、廃止しまして、そのあとに残った化学薬品、毒物ですけれども、厳しい、きつい毒物ですけれども、それを処分する費用です。そして、これはですね、聞くところによりますと、管財人といいますか、それから債権者団体といいますか、そういう方がおられるけれども、その方達がよう手を付けない、あまりにも高額で。それからまた、処分する場所がなかなかこの県内にはないというようなことで、なかなか手が付けられないのを、このまま放っておくわけにはいかない、という住民さんの要望もありましてですね、町が単独で処分しようと、こういうことで聞いております。今後、1日でも早く処分しなくてはいけないのですが、今後、どのような形で、どういうスケジュールで、完了はいつになるのでしょうか。お聞きしたいと思います。それが1つ目。2つ目にですね、本来ならこうしたその危険物は、所有者個人が処分しなければいけないと思います。しかし現在、廃業しておりますし、資力の関係で、町が全額負担するということになったと聞いております。しかし、土地や建物などがまだあるわけですよ、そういう資産がある中で、全額、町負担するということには少しやはり違和感を感じております。仮にそこで思うのは、仮に管財人が資産処分して、そのお金を債権者に配分する、そういうことになったと、町は関わらずにですね、債権者が処分をして、それを資産を配分して、残ったお金を債権者に配分するという形になると思っていたんですよ。その場合でも薬品をまず、撤去しなければ販売はできない、資産の売却はできない、そういうことになります。つまり、その薬品の処分は必須条件なんですよ、処分の。そのための必要経費であると、こう受け止めたらですね、私は、その処分費用は、本来なら管財人がやらなければいけないけれども、それを町が肩代わりして撤去するだけのことだと。それで危険物なのでまず、住民安全のために町が代執行を行い、資産処分後、管理者から応分の返還を求めるのが筋だと思うんですが、執行部はどう考えておられますか。そうしなければ、ただ、もう全額、町負担ということにはならないのではないかと思うんですが、お聞きしたいと思います。

それから、6つ目の質問です。防災機材等備蓄施設整備費用が3,800万円上がっております。これは野部です。野部の山を今回、購入して、そこにそういうもの造ると、こういうふう聞いております。これはヘリポートと併設といいますか、同じ場所に建てると聞いております

けれども、面積、建物面積が200平米、60何坪になりますか、これは、お聞きしたいのは鉄筋でやるんでしょうか、プレハブでしょうか。どちらにしましても、できれば東洋町の、その業者にお任せ願えないかなという質問でございます。いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。それから、水や食料など、防災に必要な資材を備蓄すると聞いております。その他いろいろ、もろもろありますが、そうなれば、ここで東洋町全体3,000人分、あるいはまた被災者が2,000人分、それを何日分備蓄するのか、そのことをお聞きしたいと思います。3問目になりますけれども、備蓄機材などを保管するために、庁舎敷地内に設置が計画されております、防災センターがありますが、これとどのように機能が違うのか、お聞きしたいと思います。防災センターの機能をですね、この備蓄施設に併合した場合ですよ、私はこの浸水予測された、この庁舎内で半分、流されるよりも、この山へもって行って、そこで同じように、この防災センターのものを、そこで備蓄すれば一番いいと思うんですが、どうでしょうか、町長の考えをお聞きしたいと思います。それから、これもちょっとお聞きしたいのは、結局、その備蓄倉庫にですね、東洋町の機密文書といいますか、文化財、あるいは議事録等、議会関係、行政関係のそういう貴重品、永久保存をしなければならない文書等をですね、ここで津波対策も兼ねて保管したらどうか、こういうことを考えておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

防災車両購入費1,516万2,000円の内容、目的について聞くという質問でございます。防災車両購入費が計上されました。1,516万円ですね、その目的と機能の説明をお願いしたいと思います。どこに配備するのかお聞きしたいと思います。それから、現在の東洋町消防団所有車両で、津波被害を受けずに災害や、あるいは災害後、即、救援活動に対応できる消防、あるいは救急車両は何台あるのかお聞きしたい。野根、甲浦、生見、分けてお聞かせ願えば助かりますが、それができなければ総台数で構いません。それから、同時にデジタルの無線機の購入費用も計上されました。装備の高度化は賛成しますし、しなければならないと思います。しかし、いくら高価で高性能の防災機器を購入してもですね、現在の消防屯所では津波に直撃されるんですよ。せっかく買ったものが役に立たないと、こういうことになっては大変でございます。そういうことも含めてですね、速やかな高台移転など、浸水対策を講じなければ、東洋町の防災計画は進展しないし、せっかく今回、購入した、こういう消防車両や機械も、機器も無駄になると思うんですが、そのこ

とについて、町長、考えがあればお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本総務課長。番号言って入って下さい。答弁は。よろしく。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは田島議員さんの質疑にお答えをしたいと思います。私の方からは、1番の避難路整備事業の消防債の部分と、6番の防災資機材の備蓄施設の整備費用、7番の防災車両購入費のことにつきまして答弁を致します。

まず、1番の避難路整備事業の消防債費3,630万円、歳入の減額についてということでございます。このことにつきましては、当初では消防債を6,600万円計上をしておりましたが、国の補助事業に採択をされましたので、財源の組替えを行っております。内訳としましては、国庫補助金が3,300万円と消防債2,970万円、一般財源330万円となっております。消防債と一般財源につきましては、普通交付税と高知県津波対策等加速化臨時交付金で、翌年度に交付を予定しております。25年度の避難路整備事業につきましては、当初の予定どおり、14箇所の避難路を計画しております。場所でいいますと、甲浦地区で8箇所、生見3箇所、野根3箇所を計画しております。続きまして、質問の6番です。防災資機材備蓄施設費用3,800万円で、(議席より、光本さんごめん、うちが個別に場所を出してあった分についても、この中に入っていますか。分かっていたら説明をとの発言あり。)(自席より、入っていますとの発言あり。)(議席より、了解との発言あり。)6番、防災資機材備蓄施設3,800万円についてお答えします。まず、規模につきましては、200平米で鉄骨造りの一部、2階建てでございます。業者につきましては、高知県内の業者を予定をしております。それと、水や食料など、何人分、何日分かということですが、水や食料なども備蓄をしますが、何人分か、また資機材等につきましては現在、検討中であり、また、この施設では、災害時にヘリコプターからの救援物資の受入れの、一時保管場所としての機能も備えた施設であります。今後、津波の被害のない場所に、何箇所か備蓄倉庫の計画をして参ります。質問の3番の防災センターとの違いということですが、防災センターは災害時に、役場の機能を持った施設でありまして、備蓄施設や避難施設とは異なっております。4番の質問の永久保存資料

や町文化財の浸水対策ということでございます。行政の重要資料や永久保存資料、また町文化財などの重要性は認識をしておりますが、現時点では津波に対しまして、人命の避難を第1に、避難路の避難階段や避難タワーの設置を進めております。今回の資機材等備蓄施設では、食料や救援物資の保管等でありまして、災害時の避難所への食料等を確保するものであります。

質問の7の防災車両購入費1,516万2,000円の内訳ということであります。消防車両の購入につきましては、日々、消防団の方々には火災や台風、水害等の災害時に人命や財産を守るために、迅速かつ的確に消防業務を行っていただいております。また、緊急時には昼夜を問わず幹部職員を始め、団員の方々には招集をしていただきまして、消防活動をしていただいておりますことに対しまして感謝をしております。今回の消防車両の購入でございますが、消防団には現在、消防車両が甲浦分団には5台、うち生見は1台あります。野根分団には4台、合計9台を配備をしております。20年以上経過した車両が4台あります。修繕等、整備点検をしながら使用しておりますが、緊急時には安心して使用できない状況等になっておりますので、今回、消防車両2台を購入を予定しております。内訳は甲浦1台、野根1台となっております。質問3の津波発生後に救援活動に対する対応はできるのかという質問でございますが、現在の津波の予想浸では甲浦の屯所、また野根の屯所につきましては浸水予想となっております。名留川の消防屯所につきましては、消防車両2台につきましては津波を免れますので、津波発生後には救援活動ができます。今回の消防車両の購入は火災や毎年、起こる台風、集中豪雨、河川の氾濫に備えるものでありますので、ご理解をよろしくお願いします。以上です。

議長

(小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からは通告書の3番、4番についてお答えを致します。3番の中村、中島田役組合の負担金700万についてですが、これにつきましては受益者面積が42ヘクタール。受益者、所有者ですね、138名、井戸の大きさは直径約2メートル、深さは約16メートルの計画です。取水量につきましてはポンプをリースするため、ポンプの容量により違

いますので、ここではちょっとお答えはできません。2番目の全組合員の総意は取れているのかということですが、田役組合として陳情があり、負担金を出すことになっていきますので、田役組合の決定したこととして、町は受け止めています。ご指摘の全組合の総意や個人負担額については組合側の裁量だと考えております。

4番目の野根漁協の避難階段についてですが、1、2は関連がありますので、一括してお答えをします。今年度、利息分を除く事業費の100パーセントを負担してくれる緊急防災減災対策債があり、他の補助事業よりも有利な起債事業を今回、活用したところでございます。あと、避難の方法としては今後、漁協とまた協議をして検討していきたいと思っております。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

私の方からは通告書でいう5番、大きい5番についてお答えをします。まず、処分費については大きく分けて2つ、輸送費と処分費の2つです。うち輸送費が約285万円、処分費が約615万円ということになります。次に、管財人等がこのことをどう考えているかということですが、平成24年2月15日に処理が終わっております。ということで管財人等は現在、存在はしておりません。次に、処理スケジュールということになりますけれども、いつから始めるという日程的なものについては、現時点ではお答えできませんけれども、設備されているものもあることから、その撤去、搬出、積み込み、移送まで約1週間程度を見込んでおります。続いて、危険物に限らずですね、処分などは所有者が責任を持って行うというのは、議員、ご指摘のとおり当然のことです。ただ、資力の関係というよりは法的に処分しなければならない、会社そのものが存在しなくなったということです。先ほど日程的なことはお答えできないと申しましたけれども、1日でも早く処理はしなければなりません。しかし、議員、ご指摘のように、そういったことも含め、できるだけ早く対応したいと考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。番号から入って下さい。よろしく。

7 番議員

(田島 毅三夫君)

1 番の避難路整備事業消防費についてはお聞き致しました。そして、ただ、うちは一番心配しているのは、その答弁がございませんでしたけれども、その今現在、野根、甲浦の屯所が、名留川以外は全てその浸水域に入っていると、こういう説明でございます。それをどうするかということをお聞かせ願いたい。ちょっとこの議案から少し離れるかも分かりませんが、だた、この1, 500万も、それから使って、買った消防車等はですね、せっかくそこへ置いてあるが、流されてしまったらどうにもならんという心配をしております。それからまた、災害時、あるいは復興時に、消防の役割というのは非常に大事なものだと思えます。そのときに機械がない、車がないということになれば大変でございます。そして、そういうことも引くくめて、救急車の方もここに通告してありましたが、そういうことも引くくめて町長の方から今、即やらなくても構いませんけれども、この問題について何か考えがあればお聞きしたいと思えます。これが1問目でございます。1問目の再問でございます。

3つ目の、3番目のこの問題もですね、確かに組合の方から上がってきたかも分かりませんが、私が何人かの方に聞いたら、そういう話は聞いていないという方があったもので、こういう質問をさせていただきました。そして、これは大事なものです。今年も日照りが続いていますし、2年前でしたか、大変なことになりました。それから、10何年前も大変になりましたね。そういうことが時々、起こっております。また、温暖化等によって、ますますこういう天候の変化も出てくると思えますので、そういう意味からも是非、やってあげていただきたいと思えます。ただ、多額の負担金が出ております。それはその受益者が分担して払うということになりますので、そういうことはやはり組合員さんに周知徹底してからかかっていたらよいのではないかと、という心配でございます。どうでしょう、それは町の方から一応、指示できるかどうかは別として、一応、会へ諮っていただきたいということを知っていただけたらいいと思えますが、どうでしょう、できますでしょうか。それからですね、町が700万、それから受益者が300万、計1,000万の、全額を自分達のお金でやるということになっておりますが、私、ちょっといろいろ調べました。そうすると国が2分の1、県が10分の1補助するという、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金というのが使

えないのでしょうか。もし、これがですね、使えるとなったら、町及び受益者の負担がぐっすり少なくなると思うんですが、もし、いけるようでしたら返事をお聞かせ願いたいと思います。

それから4番目の野根漁協の、その階段について1つだけお聞きしておきます。これは確かに上に上がって、その上は小山になっておりますね、今まだ、現在はぼうぼうと生えておりますけれども、そこを整地しなければならぬと思います。そのまま上がって、そこでは避難できないと思います。そうなったときに、そこが、その個人所有の山と聞いておりますが、やはりこれは事業を着工する前に、やはりこれはその持ち主に了解をいただくと、こういうことをしておかなければいけないと思いますが、その考えはございましょうか、お聞きしたいと思います。

それから5番目の産業廃棄物の900万円についてお聞きしたいと思います。今、課長から答弁がございました。既に管財人は離れていると、こういうことでございます。そうなればこの建物、あるいはこの薬品も引ってくるめて、どなたが所有しているのでしょうか。管財人が一応、処分したのかどうか分かりませんが、管財人の手を離れているということは個人、どなたかの所有になっているのか、まだ元の方の所有者の名前になっているのか、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。私の考えは、こういう考えやったんですよ。個人資産を町は処分するということになれば、確かに住民さんからも違和感があると思います。しかし、住民生命及び地域の環境を守る、こういうことを第一番としてですね、そのために代執行、もう町は全部やることでなくて、代執行して、それで、あとから応分の還付金を頂くということやったんですが、今、聞けば、それができないということでございますが、現在の所有者が判れば、私は所有者に対して代執行の通知ができるのではないかと思うんですよ。その所有者はどなたか判りませんけれどもね。それまず、お聞きしたい。その方が判れば裁判所の許可をいただいて、代執行を行うという通知を出せる、そういうことになるとと思いますが、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから6番目になりますね、こういう備蓄倉庫を今、課長からの答弁では何箇所か、野根、甲浦、生見になるのか分かりませんが、何箇所か今後、造って行って、そこにその防災の資機材を備蓄していくと、それから防災センターにこだわりますけれども、そこは指揮機能を備えたものにしていくと、こう言われました。浸水域の中で指揮機能というのはおかしいんですが、今後、これは町長、またこういうことにならない

ように、カチッとした安全な所にそういう指揮機能を、というようなことをまた一つ検討していただきたい。考えがあればお聞きしたいと思います。これは6番目で、終わります。

それからですね、7番目のこの質問につきましても、今回のこれは今、いうように消防といいますか、消火あるいは台風の時のそういう被害、それから川の氾濫等に対応する車であると、こういうことでございますが、これもやはりどのようなものであろうが、やはりこれは津波の被害の出ないような所に、やはり保管していくということで、これも前向きな考えでやっていただきたい。これはまた町長、そういう今後、3年あるいは5年でも構いませんが、そういう計画があればお聞きしたいと思います。それから、これは今まではなかなか町長の答弁の中にも高台移転とか、あるいは高台移動というのは、これは個人で、町単独でなかなかできるものではないと、国の特措法が発効されたら、それはまた使って考えていきたいという答弁がございました。近々、この国会ではちょっと無理かも分かりませんが、近々、その今いう災害対策の特措法もできると思います。それができて、またどのようなものか具体的に決まった時点で、東洋町のそれを使ってですね、公共施設やらそういうものの高台移転を是非、考えていただきたいが、町長の考えがあればお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。大きい4番目のですね、網干し場から国道へ上がる階段ということもございますが、これは25年度、本年度にですね、県工事で設置するということを聞いております。設計も含めて町とも協議していきたいというふうに、土木の方からは伺っております。

それと指揮系統も含めたですね、そういったセンター機能をどういうふうに考えていくのかということでございますが、今回の補正予算には計上はしておりませんが、敷地内にですね、庁舎内の、先ほどの機密文書といいますか、そういったものも含めた情報通信機器、こういったものが高さとして保管できるのか、保全できるのかということも含めた基本設計をですね、秋ぐらいに設計したいというふうに考えております。

(議席より、何との発言あり。) 秋ですね、9月議会ですね。ですので、

今回の庁舎での防災センターというのは、備蓄倉庫とは全く関係ないということでございます。あくまでも備蓄倉庫というのは今回、用地費として計上させていただきました。防災公園としても整備していきたいということ、行政報告でも報告したわけでございますが、最後のですね、7番目の防災車両、こういったことも含めてですね、当然に消防屯所もなかなか厳しい状況があるわけですが、一発にはなかなかいきませんので、今回の用地費がですね、土地の取得ができましたら、かなり広い面積がございますので、その中に順次、整備していきたいというふうに考えております。当然、予算あるいは財源ということもございまして、何年にこういう施設を造ります、ということは現時点では言えないわけですが、ご指摘のように南海巨大地震の特別措置法、これは今週、この秋ですね、秋ごろ成立するというふうに聞いております。この中には2分の1の補助金が3分の2にかさ上げされる、というようなことも盛り込まれているということでございます。造成費用についても、4分の3まで補助対象になるというようなことも書かれておりますが、どういう場面で、どういう工事で対象になるのかということも含めて、今後も見極めていきたいというふうに考えております。私の方からは以上でございます。

議長 (小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
田島議員の再問にお答えしたいと思います。土地、建物名義は会社名義となっております。それと、先ほども申しましたけれども、昨年ですね、平成24年2月15日に登記簿上、閉鎖ということになっておりますので、全く話をする相手がない状態になっております。そういうこともありますので弁護士にですよ、相談をしながら、とにかく撤去は急がなければなりませんので、弁護士とも相談しながら早急に進めていきたいと思っております。以上です。

議長 (小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設 (伊吹 真貴博産業建設課長)

課長

田島議員の再問にお答え致します。通告の3番目の組合員の総意についてですが、先日、田役組合長に電話で確認したところ、承諾がもらえない組合員があったとしても、田役組合として決めたことなので、負担金については、組合が責任を持って出しますということを聞いていますが、再度、総意については組合長と協議して進めていきたいと思っております。

4番目の野根漁協の避難階段についての（議席より、答弁漏れがあります。農業体質強化基盤整備事業補助金は使えないかという、再問の中でいいます。再問の中で、それには載っていないとの発言あり。）すみません。抜かっておりました。その事業については、詳細は調べておりませんが、使えない、ようだったと思っております。4番目の野根漁協の避難階段についてですが、予算成立後に所有者の了解が得られるように、野根漁協と協議をして進めていきたいと思っております。それと防災事業の内容についてはですね、総務課の方で事業を一括してやっておりますので、詳細については、あとでまた説明をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長

（小野 正路議長）
7番、田島毅三夫君。

7番議員

（田島 毅三夫君）
一つだけ住民課長にお聞きしたいと思っておりますが、建物、土地がその今いう元の持ち主さんの名前になっていると、こういうことですか。一つのうちの素人の考えでございます。法的なことは分かりませんが、どうでしょう、そういうことになれば、この今いう900万円使って処分すると、撤去した場合にですね、その費用というのは、その方からもらえないということであれば、現物代弁というのか、肩代わりしてもらおうというか、その建物ですね、そういう土地、建物で、それを代わりに、それにさしてもらおうというようなことは法的には難しいんでしょうか。分かっておればお聞かせ願ひたいと思っております。以上です。

議長

（小野 正路議長）
住民課長。

住民課長

（光本 孔士住民課長）

それについてはですね、それこそ法的に、弁護士辺りに相談をしなければ、こう思いますというようなお話はできないと思いますので、そういうことも含めてですね、何らかの形があるのか、ということも当然、含めて弁護士とも相談しながらですね、進めていきたいと思います。(議席より、了解。ただ一つごめん。撤去にかかるまでに一遍、それをちゃんと確認してもらいたいとの発言あり。) 当然、そのつもりであります。

議長

(小野 正路議長)

1番、西岡議員並びに7番、田島議員の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第39号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

観光振興補助金400万円について何点かお聞きしたいと思います。この事業補助金はですね、東洋町の観光振興協会へ補助すると、こういうことをございますね、そうであればですね、前回、24年度には400万円が交付されて、補助されて、それがほとんど使われずに、計画された事業もほとんど実行されずに終って、だいぶ不用額が出ました。今回、そういうことの轍も踏まないためということで、新たに計画書も出ております。見せていただきました。ただ、役員のもので、名簿が出ていなかったの、ちょっとお聞きしますが、どうでしょうか、前回と同じ方々なんでしょうか。それとも変更があったのでしょうか、変更があれば、ちょっとその名簿をお示し願いたいと思います。それから、この趣旨、観光振興協会の趣旨としましてですね、この補助金を使って、東洋町の観光事業を振興させて、交流人口の増加を図ると、こういう趣旨

がおもとでございます。これは今後、成果といいますか、成否といいますか、これは協会の今後の手腕にかかっておりますが、成功させるためには我々も、やはり住民も全面的に協力していかなければならないと、こう考えております。そして、我々もいろいろな意見やらアイデアを出してですね、応援していきたいと自分なりにも考えております。その振興協会の25年度事業の中でこういうのがございましたね。町内観光素材を広く募集すると、こういうことが一つありました。それから、観光振興への提案を、賞金を付けて公募するという項目もございました。そこで何点か提示して町長の考えをお聞きしたいと思っておりますが、よろしくお願い致します。1つ目にですね、東洋町内の名勝といいますか、景色ですね、そういうものが、例えば20景ぐらい集めて募集するというようなこと、あるいは土佐日記や山頭火などへの文学碑の顕彰イベント。それから地引き網やら小敷網漁の体験。8月の盆に全町上げて、白浜で観光協会主催の納涼盆踊りの祭りを開催してはどうか。それから準町民制の立ち上げによる町活性化。サーファーの氏名、コメント入りモニュメント等の設置、第二のふるさととして帰省してもらおうと、そのサーファーにね、東洋町の住民として、してもらいたい。そういう意味で。それから白浜海水浴場に筏等を置いてですね、いろいろなイベントを行っていく。それから年1回、地場産品コンテストを行い、町特産物を、品を開発するというのをやっていただきたい、いけないかなと。それから、自然釣り堀の設置、これは耳が、たこが出ていますけれども。等々ですね、こういう提案をしてくれというので今回、この場で提案させてもらいました。町がどうこう、これは観光協会の話でございますので、町は直接、どうこうは言えないかも分かりませんが、できれば行政と議会、全員になるか分かりませんが、議会も協力させていただきたい。そして、また観光協会と何らかの形で協議する場を取っていただきたい。町長の考えをお聞きしたいと思っております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

それでいいんですか。

7番議員

(田島 毅三夫君)

2番目あります。海の駅運営費1,989万1,000円の計上についてお聞きしたいと思っております。聞けばですね、説明では11月から3月分までの5カ月分として、臨時職員、これは正職員も入りましたかね、

ちよっとうち聞き漏らしました。申し訳ない。職員さんとして、6人分賃金が651万9,000円計上されております。単純計算では1人、月額約22万円となりますね。そういうことでもありますので、勤務体制をお聞きしたい。またこの職員さんの、その臨時さんなのか、町職員さんとしての正職員さんなのかもお聞きしたいと思います。それから2つ目にですね、警備保障委託料が月2万円、計10万円出ておりましたね、このことについてお聞きしたいと思います。前回のようなああいう火事が起こっても大変でございます。警備はしっかりしなければいけないと思いますが、火事や盗難などにはどのように対応してくれるのか、また、していくのか聞きたいと思います。火災や地震、津波の保険ということが、費用が出ておりませんでした。このことについて考えがあるのか、ないのかお聞きしたいと思います。それから3つ目になりますが、11月から運営予定として、具体的な予算が計上されました今回。微に入り細にわたった予算が計上されております。そこでお聞きしますが、確かに11月から今回、6月の末の入札は何とか成功させて、11月に開店と、それにもっていきたいという気持も分かるし、我々も同じように考えておりますが、開店以前にですね、最も大事なことは、この運営形態をどうするかということなんですよ、そういう費用が出ていませんね。前は実行委員会というのが結成されて、そこでいろいろ設計やらデザインやら決めてもらいましたが、運営についてはそのときに実行委員会を結成して、それからそこでたたいてもらうと、こういう説明がございましたが、今回、その費用が出ていないので、ちょっとお聞きしたいと思います。また、3月に提案しました、中山間地域集出荷支援事業費補助金を使った、その野根奥三地区の、こちらに品物を出すとしても足のない方、あるいは高齢者の方が、どこか地区の1箇所辺りに、地区、地区の1箇所辺りにステーションを造ってほしいと、そこで集配をお願いしたいということで提案したところ、課長さんからこれは検討していきますという話がございました。しかし今回、そのことは載っておりませんが、そういうことも引くくめてですね、これはもう少しやはり運営についても、これはしっかりとしていかなければならないと、こう思います。その開店までにね、11月までにね。開店してからは間に合わんと思うんですよ。そういうことの考えがあるか、ないかお聞きしたいと思います。以上2点です。

議長

(小野 正路議長)

産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から1番と2番についてお答え致します。1番の観光振興補助金の400万円については観光振興協会の補助金であります。役員の改選は行われていませんが、理事12名のうち、1名が辞任致しましたので現在、11名となっています。それと2番の25年度の観光振興協会の事業として6つ掲げています。1番目として、町内の新たな観光資源の発掘等を行うことで、幅広い年齢層を対象とした観光体験プログラムを作成し、観光客の誘致促進を図る事業と。2つ目として、観光客の誘致を図るため、観光町づくりや観光振興に取り組む団体、グループの育成及び支援をする事業。3つ目としまして、観光振興協会が取り組む観光振興策について、具体的で実現性の高い提案を広く町内外から募集する事業。4つ目に、シーズンオフの砂浜を活用したアート展、開催計画に関する事業。5つ目に、観光事業実施へ向けて、東洋町観光振興協会への法人化に向けての検討。6つ目が、観光諸事業のイベントへの参加となっております。

2番の海の駅の運営経費1,989万1,000円の計上についてですが、1番の体制としては常時、6名体制、販売係が3名、食堂係が3名を考えています。年末年始を除く無休を考えていますので、雇用者としては調理師1名、その他職員が3名、パート雇用が6名の新規雇用を考えております。(議席より、これは臨時さんなのかとの発言あり。)臨時職員です。雇用者については公募を考えております。2番目の警備保障委託料については、見積書では画像監視センサーにより、侵入者の画像録画や音声での監視委託を行うようになっております。また、火災自動探知機により、警備への通報も可能となっております。商品の盗難や建物の損害に対しても一部、保険が掛かるようになっております。なお、火災保険等の建物については、完成してから総務課で保険を掛けるようになっております。

議長

(小野 正路議長)

休憩致します。

(休憩時間：10時12分)

(火災、地震保険のことについて説明を求める。執行部は調べるとのこと。)

再開します。

(再開時間：10時13分)

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

3番目の海の駅の運営協議会についてですが、これは無報酬を考えております。運営協議会の立ち上げについては入札後に考えています。それと、中山間地域集出荷支援事業についてですが、これも関係機関や地域住民からの要望を調査して上で、今後、海の駅でも使えるかどうかということと協議していきたいと考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。いいですか。田島毅三夫君。ちょっと待って下さいよ。1の補助金のところは役員と改選がそのままだということで、これはもう内容、分かっていると思いますので。あとのこの補助金を使ってうんぬんということは、一般質問のところをお願いしたいと思いますので、これはさらっとその辺で終わって下さい。よろしく。

7番議員

(田島 毅三夫君)

一番、うちが名簿ということでこだわったのはですね、前は役員さんの中に、12名の中でどなたが辞めたか分かりませんが、銀行関係の方までおられましたね、そういうことで、やはりうちはやはり充て職等のそういう人選でね、本当に東洋町の観光振興協会が、本当に町のために事業ができるのかという心配があったわけですよ。そういう意味からも一遍、その名簿が欲しかったんでございますが、のちほど頂きたいと思います。

それからですね、この海の駅について何点かお聞きしますけれども、先ほど言いましたけれども、臨時職員さんといえば今、普通、町長部局あるいはまたその他の臨時さんは13万5,000円でしたかな、月が、もっといっちょたかね、もっといっちょった。すいません。詳しい金額、ちょっと申し訳ございませんが、15万までいってなかったと思います。(自席より、14万2,000円との発言あり。)14万2,000円。ところが今回、22万という計算になるんです。これは時間外が入るんでしょうか。それから、どういう勤務態勢になるのか分かりませんが、そのところをお聞かせ願いたいと思います。前は、あれは9時

からでしたかね、8時半から、開店、(自席より、一応、9時からとの発言あり。)9時から、9時から5時まででしたね。9時から5時までで22万というのはちょっと、うちも違和感を持っておりますので、よろしく説明をお願い致します。それから、前回の火事の際に、火災報知器があつて、鳴ったとは聞いております。しかしながら、それが外まで聞こえなかったようですね。聞いてみますと、煙を見てから通報したと聞いております。普通なら煙が出たらすぐ、火災報知器が鳴って、それで皆がびっくりして、通報するという手順になるんですけども、そういう意味からも、やはり火災報知器は外にも聞こえるようなものにならないかという心配をしておりますが、どうでしょう、そういうことになるか、ならないかお聞きしたいと思います。それから今、言われたステーションの問題にしましても今後、その地域の方と話し合いをしながら決めていきたいと、こういう話でございますが、結構です。それで結構ですが、やはりこういうものは早く造って、その体制を各地区で作ってもらわんといかんのですよね。その開店に間に合うたからというのではなくて、やはりその話し合いの中で体制を作ってもらわんといかん。やはり出品する品物も作るという段取りもあるでしょうし、やはりどのような地区、地区で、どのような体制を取るかということも大事になりますんで、これは開店に合わすのではなくて、即、かかっていただけないか。住民さん、各地区、そういう求めている地区、地区に回っていただいて、話し合いをしていただけないか。そしてもう一つは、そのときに、県の方からは予算限度がありますので、早いもの順になりますと、こう聞いております。これは3月議会でも言いましたが、やはり早くしなければ、県の予算がなくなれば大変なことになりますので、急いでいただきたい。要望でいかんようでありますので、お聞かせ願いたいと思います。これで止めておきます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

ちょっと休憩します。

(休憩時間：10時23分)

(観光振興協会の役員のことと執行部協議。)

再開します。松延町長。

(再開時間：10時24分)

町長

(松延 宏幸町長)

私の方からはですね、観光協会の役員ですが、これは2年間の期間と任期があります。ですので基本的に替わっておりません。そういうことで、先ほどの銀行とかですね、銀行の方とかというご指摘がございましたが、それは海の駅の再建委員会というのを別組織として立ち上げてですね、答申と同時に解散するという組織でございましたので、もう現在は存在しておりません。それは各種の団体でありますとか、主婦でありますとか、いろんな方に委員になっていただきましたので、臨時的に委員になっていただきましたので、報償をですね、日当をですね、出させていただきました。今回は当然、海の駅の運営に関わってくるわけですので、運営委員が決まりましたらですね、当然、先ほど産建課長が言いましたように、無報酬でお願いしたいというふうに考えております。(議席より、振興協会の名簿は頂けんのかなとの発言あり。)これは総会資料にも付けてございますので。(議席より、載ってなかったとの発言あり。)付けてあるやろ、名簿。付いてないの。(自席より、付けてなかったとの発言あり。)付けてない。総会資料やろ。

議長

(小野 正路議長)

続けて下さい。

町長

(松延 宏幸町長)

すみません。以上です。

議長

(小野 正路議長)

産建課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

先ほどの海の駅の勤務態勢といいますか、職員の体制ですが、今現在、考えているのが、調理師が1名、その他で3名ですが、日雇いが7名ということで、計11名の方を雇用する形にはなります。その中で常時、6人体制ということで、休みをどうしても取りますので、だいたい22日勤務で、あとの残りをパートの方が補うという形になります。それと、すみません。先ほどの。

議長

(小野 正路議長)

休憩します。

(休憩時間：10時27分)

(産業建設課長、資料の確認。)

休憩前に引き続き会議を開きます。産業建設課長。

(再開時間：10時28分)

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

すみません。火災報知器の関係ですが、これは設計業者とですね、確認をしてからまた、ご報告するように致します。それと先ほどの関係の中山間地域集出荷支援事業についてですが、これにつきましては産地流通支援課ともう一度、確認してから検討していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

ちょっと疑問があります。1点だけ教えていただきたいと思います。11名の職員さんを、従業員さんを雇って、その順繰りにて、交代、交代しながらやっていくと、その常時おられるのは6名と、現場といいますが、店の6名は確保して、あとはこうしていく、そういうことですね。しかし、そうなったらどうなるんですか。この22万600なんぼという金額になるんですか。例えばですね、1万円頂いている人がおっても、その出る人が、出たときの日当しかもらえないとなれば、1日1万円で、6人やったら6万円というようなことになるんじゃないのかともね、そのあと休んでいる方は、その人は給料もらえないんじゃないかと思うんですが、ちょっと私の、中学しか出ていないので申し訳ございませんが、もう一遍、説明願いたいと思います。それから、調理員さんとはやはり高いんですか、値段的に。やはり免許持ちといいますが、そうですね。だいぶ高い。そういうことはあるのか分かりませんが、もう少し分かりやすくお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設
課長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

田島議員の再問にお答えします。賃金の件なのですが、調理師免許を持っている方が16万円、それと臨時職員が月額で計算してまして、町職員と同じで14万2,000円、それ以外にパート職員という形ですが1日、日給で7,100円という計算をしています。それで常時、パート職員を入れて常時、6名。(議席より、11人以外にパートを雇うんとの発言あり。)全部で11人です。調理師免許を有するものが1名、それと、その他の臨時職員が3名、それとパート職員が7名で、計11名です。(議席より、現場には常時、6名しかいないとの発言あり。)そうです。はい。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫議員の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第40号、財産の取得についての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号、財産の取得についての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第41号、財産の取得についての件を議題と致しま

す。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号、財産の取得についての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第42号、東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号、東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第1号、東洋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについての件を議題と致します。提出者の説明を求めます。6番、松本太一君。

6番議員

(松本 太一君)

説明致します。発議第1号、東洋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについてであります。上記議案を別紙のとおり、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出致します。本日、6月14日提出であります。提出者は私、松本太一、賛成者は小野正路、佐竹新一、田島毅三夫、今宮裕明、小松熙、高島俊彦、小林幸三、西岡尚宏、議員全員であります。提案理由をご説明致します。現行の議員定数については10人ありますが、現在、欠員1の9人で何ら支障なく議会運営が行われていること、また、人件費抑制の観点から、議員定数1減の9人にすることによりまして、年間243万円程度の削減となります。この議員定数改正条例は次の一般選挙から適用されます。なお、改正内容、

新旧対照条文についてはお手元に配布しておりますのでご参照ください。以上で趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより発議第1号、東洋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第2号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題と致します。提出者の説明を求めます。8番、佐竹新一君。

8番議員

(佐竹 新一君)

発議第2号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、上記議案を別紙のとおり、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出します。本日提出であります。提出者は私、佐竹新一、賛成者は小野正路、田島毅三夫、今宮裕明、小松熙、高嶋俊彦、西岡尚宏、小林幸三、松本太一であります。ご説明致します。議員報酬等につきましては、今回、地方公務員の給与の減額が時限措置として実施されること、並びに議会議員報酬の人件費抑制の観点から、特別職の減額率と同様、6%の減額をしようとするものであります。この減額で本年度、86万円程度が削減されます。実施期間については平成25年7月1日から平成26年3月31日までであります。なお、改正内容につきましてはお手元に配布してありますのでご参照下さい。以上で趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決

しました。

これより発議第2号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第3号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書についての件を議題と致します。提出者の説明を求めます。5番、小林幸三君。

5番議員

（小林 幸三君）

発議第3号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書につきまして、本議案を東洋町議会会議規則第14条の規定により議会に提出致します。本日提出でございます。提出者は私、小林、賛成者は松本太一、高畠俊彦、佐竹新一、小野正路の各議員であります。本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6月12日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。子ども・子育て支援制度につきましては、既に関連の法案が、国会で可決、成立し、平成27年4月から新制度として施行される動きにあります。それに伴い、保育所の待機児童の改善等、課題点の解決を図るべく、内閣府、有識者で構成する委員会で、新制度の運用について、幅広い視点から検討が進められている状況にあります。委員会としてはこうした状況を踏まえて、保育制度の改革については意見書にもあるように、子どもの権利を最優先に考え、国と地方自治体の責任の下に、各種の施策を検討、実施、見直しされるべきであるという考え方から、意見書の採択をすべきとの意見の一致をみました。従いまして、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか6名の大臣に意見書として提出するものであります。なお、意見書の案につきましてはお手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。以上で趣旨説明を終わります。

議長

（小野 正路議長）

提出者の説明が終わりました。ここでお諮り致します。本件について

は質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより発議第3号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書についての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第4号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についての件を議題と致します。提出者の説明を求めます。2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦君)

発議第4号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、本議案を別案のとおり、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出する。本日提出であります。提出者は私、高島俊彦、賛成者は松本太一、佐竹新一、小林幸三、小野正路、各議員であります。本件は意見書採択の要請があり、本定例会の開会日において、総務教育民生常任委員会に付託を受けたものであり、先般の委員会で慎重に審査した結果、採択すべきと決し、意見書を提出しようとするものであります。趣旨説明を致します。2010年5月の核不拡散条約再検討会議では、核兵器のない世界の平和と安全を達成することに合意し、全ての国家は核兵器のない世界を達成し、維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要があると強調した。しかし、それから3年になるいまま核兵器のない世界を達成する道筋は見え、世界にはなお1万9,000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方、朝鮮半島では新たな核開発の動きが続いている。世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。2015年、核不拡散条約再検討会議に向かって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性とその実現のための行動を提起するよう、別添の意見書のとおり地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか大臣2名に提出するものであります。なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考の上、よろしくご審議お願いします。以上で趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮り致します。本件についても質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより発議第4号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第5号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書についての件を議題と致します。提出者の説明を求めます。9番、今宮裕明君。

9番議員

(今宮 裕明君)

発議第5号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書について、上記議案を別案のとおり、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出致します。提出者は私、今宮裕明、賛成者は小松熙、田島毅三夫、西岡尚宏、各議員であります。本件は意見書採択の要請があり、本定例会の開会日において、産業建設常任委員会に付託を受けたものであり、先般の委員会で慎重に審査した結果、採択すべきと決し、意見書を提出しようとするものであります。趣旨説明を致します。軽油取引税における課税免除措置は、平成26年3月末日で廃止される状況にあります。現行の燃油関係の税制措置がなくなれば、困難な農業経営への負担は避けられず、農業経営への影響は深刻であります。このため軽油取引税の課税免除措置及び農林漁業用A重油に対する特例措置の恒久化などを、別添の意見書のとおり地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか3名の大臣に提出するものであります。なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考の上、よろしくご審議願います。以上で趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮り致します。本件についても質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより発議第5号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書についての件を挙手により採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議員派遣についてを議題と致します。お諮り致します。議員派遣の件については東洋町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成25年7月25日、高知県民文化ホールにおいて、高知縣市町村議会議員研修会、並びに平成25年8月23日、芸西村において安芸郡町村議会議員等研修会を、それぞれ議員派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。

日程第19、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題と致します。お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会の委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。ここでお諮り致します。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩致します。再開は11時10分。

(休憩時間:10時53分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間:11時10分)

一般質問の前に、産業建設課長が訂正の話が出てきておりますので、答弁を求めます。伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

先ほど海の駅の調理師の賃金を16万円ということで報告させていただきましたが、町の方で調理師としては14万2,000円と決まって

おりますので、それに対応したいと考えておりますので、(議席より、臨時と一緒にの発言あり。) はい。よろしくお願いします。

議長

(小野 正路議長)

以上で産業建設課長の答弁を終わります。

日程第20、一般質問を行います。質問時間は一人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。質問の通告が4名ありました。それでは順次、これを許します。初めに2番、高島俊彦君、件名は南海地震対策について他2件であります。答弁者は町長他となっております。高島俊彦君、質問を始めて下さい。

2番議員

(高島 俊彦君)

高島俊彦であります。一般質問を通告順に質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。答弁を求めるもの、町長他であります。それでは南海地震対策について5つほど質問致しますので、よろしくお願い致します。南海地震対策について、質問1、防災機材備蓄施設、ヘリポート等はいつ頃、完成するのか。2の質問で、25年度も避難通路、避難場所を整備していくが、完成後、倒木や倒石しそうなものを除去しなくてもよいように下見を十二分にし、工事にかかってもらいたい。質問3であります。甲浦トンネル、生見トンネル、甲浦大橋、国道の高い場所への海拔表示と電柱への海拔表示をお願い致しましたが、経過はどうなっているのか。質問4、地区防災組織の強化を、何度も議会で訴えてきましたが、未だに対策が見えてこないのを考えを聞きます。質問5、27年度に室戸沖にできるドネット2について聞きます。質問5、付随します。ある会の話で、室戸沖の海底に地震津波観測監視システム、ドネット2が平成27年に完成する。これができれば20秒から30秒前に地震を検知できる。詳しいことはインターネットで、ドネットを検索すれば出てくるとのことでした、ある会で。私達議員にとって南海地震が起こったとき、1人でも多くの被災者を少なくするため努力するのが、私達の使命であります。東日本大震災のときに被災者の3分の1は建物の中で被災に遭われており、20秒から30秒あれば、ほとんどの方が建物の外に出ることができます。被災者の数は東洋町でも何十人、何百人と少なくなるでしょう。画期的なシステムであります。それが室戸沖の海底に、平成27年、完成されるということ、今の情報重視の

社会の中で、隣の室戸にできるということを東洋町の人達は知らない。私もそのとき初めて聞きまして、知りました。同席しておりました執行部の方も、そのとき初めて知ったそうです。インターネットではいろいろな情報が満載であります。今、必要な情報だけ検索するのではなく、いろいろな情報を集め、執行部に提言する、このようなことも今の東洋町にとっては必要なことだと思いますが考えを聞きます。まず、この5つの質問をよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
長崎総務課長補佐。

総務課長
補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)
総務課長崎です。私にとりまして初めての議会、それから初めての一般質問への答弁となりますので、どうぞよろしくお願い致します。高畠議員の方から5つのご質問がありましたけれども、私の方から4つ、1番から4番までの質問に対してお答えを致します。まず、1つ目ですけれども、防災資機材備蓄施設、防災備蓄倉庫なんですけれども、その建設につきましては、本会議で予算承認後に開発許可、並びに建築確認の手続きを行いまして、許可が下り次第、発注する予定でありまして、6カ月間の工期を見込んでおります。防災ヘリポートの方につきましては、防災備蓄倉庫と併設して建設するため、防災備蓄倉庫の建設工事の進捗状況を見極めながら発注を予定しております。工期は3カ月間を見込んでおります。いずれの工事につきましても、平成26年3月中の完成を見込んでおります。2つ目のご質問ですけれども、平成25年度につきましては、津波避難場所までの津波避難路工事を14路線計画しております。今後、速やかにその路線の測量設計を致しますが、その設計段階で各避難場所まで住民の皆さんが安心、安全に避難できるように、更に配慮致しました避難路設計に取り組まして、整備を進めていきたいと考えております。次に、国道の高い場所、あるいは電柱への海拔表示をとのことでありますが、まず、電柱への設置につきましては、以前もお答えを致しましたとおり、電柱への設置は可能であります。けれども、表示板が目に入りにくいという欠点がありましたので、可能な限り単独設置をしてきたところでもあります。それから、国道のトンネル、それから橋への設置につきましては、国土交通省土佐国道事務所との協議の中で、構造上の安全性、施工時の通行止めに係る作業員の安全性がなされてい

れば、設置は可能との回答をいただいております。今年度、これまで整備を進めてきました津波避難場所や津波避難路へ、夜間でも安全に避難できるように、津波避難誘導灯の整備を計画しております。町と致しましては、国道のトンネルや橋への設置につきましては費用面での負担、それから、設置許可手続き等に時間を要することを踏まえまして、その津波避難誘導灯設置事業に併せて、津波避難場所の表示、あるいは海拔表示の設置を考えております。なお、国道沿いへの設置場所につきましては、現段階では津波避難場所として指定をしております、杉本・宮田建設株式会社甲浦事務所の敷地内、あるいは生見坂トンネル付近へ誘導灯の設置を計画しております。4つ目のご質問のご回答です。昨年、南海トラフ巨大地震による地震による揺れ、津波浸水深の新想定が発表されてから、これまで整備をしてきました、津波避難場所や津波避難路、津波避難タワーの見直しに加えまして、新たに浸水域となった地域への津波避難場所や津波避難路の整備を初め、防災拠点施設や津波避難タワーなどの用地の確保、交渉を含めて、限られた職員の中で、どうしてもハード面の整備を優先していかなければならないことにつきましては、今一度、ご理解をお願いしたいと思います。高島議員のご指摘のとおり、自主防災組織の防災活動につきましては、設立後、活発に活動している組織、あるいは活動が停滞している組織があることについては認識をしております。過去の震災の教訓からも、各自主防災組織へ再度、組織強化へ向けての支援は、ソフト面での重要課題ということも認識しております。昨年、県の津波新想定を基に、本町の津波浸水エリア16地域を対象としまして、津波避難場所の設定、それから、津波避難路の整備計画についてワークショップを開催しまして、各地域の津波避難計画を作成したところであります。住民の方々には南海地震が起こればどのような状況になるのか、特に津波から自分の身を守るための意識付けとして、その津波避難計画を基に津波避難マップを作成致しまして、全戸配布をし、各自の避難場所の確認をお願いしたところであります。今年度からその津波避難計画に沿った、津波避難路や津波避難タワーなどの整備を進めていくわけではありますが、住民の目に見えた、目に映る南海地震対策を進めていくことも、自主防災組織が自主的な防災活動へと繋げていく、それから、関心を持っていただくための、ハード整備面を通じての防災啓発、あるいは意識付けとして、これも支援の一環だと考えております。私の方からは以上です。

議長

(小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

私の方からは高島議員さんの5番目の質問についてお答えを致します。この件につきましては議員同様、私もある会で初めて聞き、初めて知ったところでございます、次の日にインターネットで調べたようなことでした。ドネットは紀伊半島沖熊野灘に20箇所の観測点から構成されるネットワークで、2006年、文部科学省から海洋研究開発機構への補助事業としまして、地震津波観測監視システム開発の研究開発に着手し、2011年8月26日から本格運用を開始しております。ご質問のドネット2は平成22年度以降、同じく文部科学省の補助金事業として、当初は第1段階、平成22年から26年、第2段階、27年から平成31年の10年間で整備する計画をしておりましたが、平成24年度の予算案において、前倒し予算が計上されまして、25年度末の試験運用開始に向け、整備を加速、27年度末に本格運用開始に向け、整備を進めております。これは議員指摘のとおりでございます。ドネット2につきましては潮岬から室戸岬沖に敷設され、南海地震の想定震源域を観測することになっております。徳島県海陽町のまぜの丘キャンプ場、それと、室戸市立室戸東中学校跡地の2箇所に、その陸上局の設置が決定をされております。徳島県海陽町、室戸市ということで、ちょうど両隣でありますので、今後、議員指摘もありましたけれども、危機管理を担当する者として情報収集に努め、住民の皆さんに最新の情報を提供していけるよう、体制を整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

(小野 正路議長)
2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦君)

再問致します。1、2、3、4、5、5はいいです。1、2、3、4、4つ再問させていただきます。まずは1番目の質問。東海、東南海、南海3連動型の地震が起これば、被害は西日本広範囲に及びます。被害は東洋町だけであれば、あるならば支援物資はすぐ届くかも分かりませんが、南海地震はそんな小さなものではありません。新聞、テレビ等で報

道されておりますが、最低でも住民が生き延びることのできる水、食料、1週間ぐらいの備蓄はしなければなりません。防災機器材の備蓄施設の早期完成をよろしくお願い致します。答弁は要りません。質問2、2に対しての再問であります。避難通路、避難場所の完成後に倒木や落石しそうなものを除去するとなると、経費が何倍も掛かります。ゆえに、やっぱり十二分に見て、完成後、撤去しなくても構わないようなことをよろしくお願い致します。答弁は要りません。再問です。3、国道を走っている車の場合は、地元の車より町外の車の方が大多数を占めております。東洋町内の国道にも絶対、津波が来ない場所が何箇所かあります。そこに海拔表示をしてくれと言っているのであります。東洋町内の地理に詳しくない人であっても、町外の方でも判断材料になると思うんです。よろしく申し上げます。野根から入木間の約10キロの国道であります。全く津波に対する避難場所がありません。知事、国会議員にも個人的にお願いは致しましたが、東洋町議会定例会でも質問したはずであります。答えが返ってきておりません。関係機関に要望してくれたのでしょうか。再度、要望します。質問4に対しての再問であります。5月30日、中町地区防災組織の方々、12、13名とともに東、中町地区にできあがった避難場所を、地震が起こったとき、一番近くの防災避難場所に逃げなければならないという考えの基に、10箇所ぐらい視察確認に行って参りました。できあがったばかりの避難場所が多かったため、避難場所へまでの行く階段、通路は問題がなかったのですが、それでも通路のそば、避難場所、タケノコなどがどんどん生えてきておりました。3月議会での私の質問の答弁の中で、避難場所の管理は地区防災に任せたいとの答弁をしております。地区防災と避難場所の管理について話合われたのでしょうか。緊急時に活用できない状態であれば大変な問題であります。これで再問を終わります。

議長

(小野 正路議長)

休憩します。

(休憩時間：11時31分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。長崎総務課長補佐。

(再開時間：11時32分)

総務課長

(長崎 正仁総務課長補佐)

補佐

高島議員の再問にお答えを致します。国道の高い所、特に高い所への海拔表示、それから、入木、野根間への避難場所の整備とのご要望がございましたけれども、また国道ということにもなりますので、土佐国道事務所と協議をしていきたいと考えております。それからもう一つ、津波の避難路の管理についてのことなんですけれども、また再度ですね、これはお願いになるんですけれども、自主防災組織の方へ管理を是非、お願いしたいと思っておりますので、再度また、ご要望に上がりたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

2番、高島俊彦君。次の質問ですか。再々問ね。

2番議員

(高島 俊彦君)

3について、再々問させていただきます。野根から入木、約10キロ、走行時間にすれば約10分、南海地震が起これば、津波は5分で来ると言われております。この間、1箇所も避難場所がありません。完全に津波に呑み込まれます。再度、関係機関への要望をよろしくお願い致します。答弁は結構であります。今の世の中、インターネットで簡単に、日本はもちろん世界各国の情報を求めることができます。そういうような今、時代でございます。情報収集が物事の成功、失敗に繋がると言われております。町のためになるような情報を収集したときには、議会の方にも教えてもらいたいと思います。これで再問は終わります。

議長

(小野 正路議長)

はい、続けていって下さい。次の質問にいて下さい。

2番議員

(高島 俊彦君)

南海地震対策については終わります。

続いて、白浜キャンプ場についてよろしくお願い致します。指定しているキャンプ場に隣接している所に、10張りくらいテントが張れる場所がありますが、5月の連休だけでも解放してはどうか。テントについても、今は貸出しは休止しておりますが、夏場の間でも雇用に繋がるのではないのでしょうか。質問2、夏場の海水浴の監視員であります。昨年の監視員は非常に不評を買っております。雇用の際に十二分に審査、検討するようお願い致します。キャンプ場については質問1、2、答え

をよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
高島議員にお答え致します。白浜キャンプ場についてですが、ご指摘の場所については、樹木等で隔てており、管理棟からは管理しづらい状況にあります。また休憩所、東屋があり、一般の方が利用しますので、テントを張った場合に支障が出ることも考えられますが、解放については、今後、検討していきたいと思っております。テントの貸出しについては現在、テント数が10張り程度しかなく、老朽化しており、貸出しをするのには限度があります。今後、テントの管理方法や購入計画等も含めて検討をしていきたいと考えております。2番目ですが、監視員の関係ですが、昨年度、不評がありまして、今回はそれを踏まえまして募集要件に入れ墨、タトゥー等をしていない者としております。採用時には十分に審査を行い、雇用をしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
2番、高島議員。

2番議員

(高島 俊彦君)
再問致します。今年の5月の連休であります。キャンプに来た人達のクレームであります。キャンプ指定場所に隣接している所に、10箇所くらい、テントを張れる場所があるにも関わらず、前回、来たときには、その場所にテントを張らしてもらったんだということを言っておりました。確かに自分が見た目にも、浜とか監視塔の植木の所とかは問題があるでしょうが、夏場の売店の関係があり、夏場は無理でしょうが、5月の連休の時くらいは解放しても構わないのではないのでしょうか。遠く関西方面から子連れでキャンプするために甲浦までわざわざ来て、テントを張っても何ら問題がなさそうな場所がいっぱいあるのにも関わらず、駄目だと言われれば、お客様の心情からすれば腹が立つのは当たり前です。直接言われたのですが、二度と来るかというような捨て台詞を吐かれました。観光立町である東洋町で、毎年そういうことが起これば、

東洋町のイメージダウンでもあります。当然、キャンプをしていただければ温浴施設も利用していただけます。なるべくそういうイメージダウンにならないような方法を取ってもらいたいと思います。よろしくお願い致します。昨年の監視員は非常に不評を買いましたが、東洋町のイメージダウンに繋がります。十二分に審査、検討するようお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
高島議員の再問にお答え致します。連休のキャンプの予約状況は常に満杯状態であります。予約制を取っておりまして、3カ月前から予約を取り、入れることにしております。キャンセル待ちもありますので、急に来られた方に対して、その貸出しをするというのはいろいろ問題もありますので、今後、そういうことも踏まえまして協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
2番、高島俊彦君。次に質問ですか。再々問。

2番議員

(高島 俊彦君)
町としては、1人でも多くの方に来てもらうため努力しているのですから、イメージダウンになるようなことは極力、避けるべきであります。再度、検討のほどよろしくお願い致します。3つ目の質問に入っていきます。東洋町の人口減少について、人口がどんどん減少し、過疎化が急激に進んでおります。何年か先には人口2,000人を割るかもしれません。人口減少をくい止めることを第一には考えねばならない時期に来ていると思うんですが、執行部はどのような対策を考えているのか考えをお聞かせ下さい。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
高島議員にお答え致します。人口減少対策についてという大きな質問

でございます。確かにですね、ご指摘のとおり、人口の減少対策も本町の大きな喫緊の課題でございます。合併時の人口はですね、8,000人余っておりました。これがですね、5,000人を切ったのは、昭和55年でございます。そして3,000人を切ったのは、平成22年の2,947人ということになっております。現在の5月の住基人口は2,920人ということになっております。このですね、人口減の問題、課題だけを取り上げますと、本町だけが抱える特殊な問題ではないというふうに考えておりますが、県全体の課題となっております。少子高齢化の現象は、高知県が他県に先駆けて進行してきたために、県知事もですね、課題先進県からの脱却として、課題解決先進県を目指すということを常に言っているわけでございます。本町では、国勢調査人口では、昭和60年が高齢者人口と14歳以下人口の比率が逆転する境目でございます。いわゆる少子高齢化の現象が始まったという状況でございます。一つの対策と致しまして、過去には、第三子への交付金を給付していた時期もございましたが、過疎化の現象の歯止めには、その効果はなかったというふうに感じております。現在、本町の目指すべき方向と致しましては、私も初めての所信でも表明して参りましたけれども、観光事業への取組みを復活し、様々なイベント等を通じ、交流人口の拡大策から定住策へと展開していきたいということでございます。若い人口が定着しなければ、人口の増加には繋がらないというふうに考えております。光ケーブル事業の導入も対策の一つとして位置付けて取組んできたところでございます。これまでも何度かお答えしてきておりますけれども、観光協会の復活、各種団体との連携ということも、様々な行事の取組みにおきましても、これまでのようにですね、単発的なものとして、ただ終了すればよいとか、消化すればよいというような考え方や取組み姿勢では、なかなか長期的な取組みとして、交流人口の拡大にも、定住策への取組みにも繋がらないというふうに考えてきたところでございます。本年度は観光振興協会も新たな取組みをしようとしております。県におきましても市町村移住促進事業として、移住促進策の抜本強化を検討しているところでございます。安芸広域としての取組みと致しましては、東部博覧会開催の計画もしているところでございます。各市町村とも喫緊の課題である防災対策も、予算の範囲内で対応していかなければならない情勢ではございますが、前にも述べさせていただきましたように、様々な行事によりまして、若い人達の交流人口の拡大に取組んでいく。そして、一人でも定住をしていただく方向として、様々な補助事業を導

入し、その予算を確保し、定着策に繋げていくということが、人口増加への一つの方策であるというふうに考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦君)

再問を致します。東洋町の人口は年々、減少し、過疎化が急激に進んでおります。平成21年3月31日から平成25年3月31日まで、4年間で295人少なくなっており、東洋町は平成25年3月31日で、人口は2,928人、65歳以上の方が人口の40パーセント以上超えております。典型的な少子高齢化であります。このままでは先ほど言いましたが、何年か先には人口2,000人を切るかもしれません。それが、今の東洋町の現状であります。第1に人口の減少をくい止めることを真剣に考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。人口の減少の第1の原因は、町に生計を立てていくだけの仕事がないということにあります。そのような状況の中で今回、話を聞いたんですが、若者2人が、地元の間人です。東洋町が好きだから、どうしても東洋町で生計を立てる仕事を作り、東洋町で暮らしていきたい。そのため農業で生計を立てたいというのであります。2人ともまだ独身であり、生計が立てれるようになれば、それぞれ結婚し、子どももできるでしょう。東洋町にとっては貴重な存在であります。行政側も大げさではありませんが、東洋町存続のための投資という考えの基に、積極的に協力、相談、アドバイスをしてもらいたい。人口減少の歯止め策として、このような小さなこともしていかなければならないと思いますが、東洋町長の考えをお聞きしたいと思っております。

議長

(小野 正路議長)
産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からは新規就農者のことについてお答えを致します。新規就農希望者が現在、2名、就農に向けて手続等を進めております。高島議員のご指摘のとおり、担い手として大変貴重な存在です。町としても相談

窓口となり、対応しているところではありますが、今後、人・農地プランへの位置付けにより、要件を満たせば青年就農給付金が、年間150万円が支給される制度もあります。またその他、補助制度もありますので、就農しやすい環境に向けて、町としても協力していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

議長 (小野 正路議長)
高島俊彦君。

2番議員 (高島 俊彦君)
再々問であります。この若者2人も生計を立てる仕事があれば当然、町外に出ていかなければなりません。人口減少の歯止め策として、こういう一つ、一つの積み重ねも、今の東洋町にとっては必要ではないでしょうか。行政側も応援していこうではありませんか。よろしくお願いします。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (小野 正路議長)
はい、松延町長、答弁をよろしくお願いします。

町長 (松延 宏幸町長)
産業建設課長の答弁にもございましたようにですね、ご指摘の農業就農者の件につきましても、人口の減少対策としては、やる気のある若い人の就農促進につきましても、町としても支援策について検討をしていかなければなりません。県の補助金等が生かせる方法をまず、検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)
高島俊彦君の質問が終わりました。
ここで休憩を致します。お昼からは1時20分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いします。
(休憩時間：11時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
(再開時間：13時20分)

一般質問、小松熙君の質問を許します。件名は温浴施設について他1件であります。答弁者は関係課長となっております。小松熙君質問を始めて下さい。

3番議員

(小松 熙君)

温浴施設について聞きます。今、温浴施設は桜津の湯と名前は付いているようですが、白浜トイレ横の看板には温浴施設と書いてあります。担当者もバラ風呂とかよく考えてやっているようですが、温浴施設と聞いてお客は入る気がするでしょうか。桜津の湯の看板も建物正面に行かねば見えません。看板の見えない施設なんて、私には経営する気があるのかと疑います。のぼり旗を立てるとかいろいろ方法はあると思います。善処をお願いします。現在では銭湯は人口5万人で成り立つと言われております。東洋町の人口は3,000人を割っておりますが、サーファーが年間8万人、それに海水浴客が今では1.5万人くらいは来ておると思います。その客を確保すれば経営できると考えております。人には割引があれば利用したいという習性がありますので、割引券をばらまけば利用も増えるのではないのでしょうか。シーズンオフには週末のみの営業にするとか方法を考えて、できるだけ赤字の少ないような経営を考えて下さい。

議長

(小野 正路議長)

産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

小松議員の質問にお答えを致します。温浴施設については、ご指摘の看板やのぼり等の設置についてですね、今後、観光客から見て分かりやすい場所を考えたいと思っております。また、割引券やシーズンオフの営業についても今後、検討していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

はい、3番、小松熙君。

3番議員

(小松 熙君)

昔は、銭湯というのは人口1,000人か、2,000人くらいで成り立っていたと思います。というのは今は、うち風呂がありますので、かなりの人口でなければ、銭湯というのは成り立っていかないと考えておりますが、サーファー客とか海水浴客には風呂がありませんので、訴えれば入ってくれるのではないかと考えております。できるだけお客さんの分かるような経営にさせていただきたいと思っております。また、シーズンオフですね、その週末のみの営業と言いましたが、また、その従業員の雇用ですね、それについてはその海の駅ができれば、その交代要員として活用できるんじゃないかと考えておりますので、そういう点も考えて、できるだけ赤字の少ないようにしてもらいたいと思っております。5月の収入が23、24万だったと思っておりますが、6月については聞いておりませんが、恐らく、聞くのもいやになると思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
再問にお答えを致します。シーズンオフの営業等につきましては、今後、しばらくの間は営業実績を見てから今後、検討したいと考えております。また割引券につきましてはサーフィン客やそういう大会等があった場合に、そういう配布を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)
続いて、2点目を質問をして下さい。3番、小松熙議員。

3番議員

(小松 熙君)
先日、産建委員会で東北被災地を視察して来ました。2年以上経った現在でも復興にはどれほどの時間が掛かるのかと、大変な惨状の所が多く残っております。東洋町にも南海、東南海地震が近いと言われておりますが、被災地を見て、津波には逃げるしかないと考えようになりました。東洋町には防災組織が各地にありますが、地域によって意識差がかなりあります。町の音頭で避難訓練を何回か取った方が、生き延びる人がかなり増えるのではないかと考えます。せっかく避難階段、避難

タワーもかなりできたのですから、避難訓練を是非、実施しませんか。よろしくをお願いします。

議長 (小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)

小松議員の質問にお答えします。町内には40の自主防災組織があり、組織率は100パーセントであります。自主防災組織として積極的に防災訓練を実施し、また町に対しまして、要望やご意見をいただいている団体も何団体かございます。しかしながら、小松議員ご指摘のとおり、あまり活動していない団体もあります。今後、そういった団体も積極的に防災訓練に参加できるように、町としましても考えていきたいと思っております。9月1日の予定では県の防災訓練を、消防団や自主防災組織、また町全体で実施したいと考えております。避難階段や避難タワーへの避難する時間等を計ったり、また、人員の確認をしていきたいと思っております。また現在、計画中の避難階段や避難タワーへの誘導灯の整備が完成しましたら、夜間の防災訓練も実施して、同じように避難にかかる時間や人員の確保、また避難経路の確認をしていきたいと考えております。

議長 (小野 正路議長)
3番、小松議員。

3番議員 (小松 熙君)

先日の東北被災地では、地震が来て津波になっても、ここまでは来ないという判断で、逃げ遅れた人がかなりおるそうでございます。訓練をすることによって、そういう方も逃げる訓練ができるのじゃないかと思えます。それと、野根のテレビ塔への取付け道ですけれども、今現在、下にワイヤーが張ってあります。それをプラスチックの鎖とかそういうものにして、非常時には車で突き破れば行けるというような道にしてはいかがかでしょうか。以上です。

議長 (小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

東北の関係では避難できないとか、避難しなかったというようなことですが、確かに防災訓練におきましても、避難されない方も多々あります。またそういうときも人員の確認をしまして、避難をしない人の人数でありますとか、また避難できない人もおられると思います。要援護者の把握とかもしていきたいと考えております。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

NHK林道の鎖の件ですが、以前に県外の方が来て、不法投棄とか、山火事を起こした例がありまして、管理者の方からは、もう入れないようにということを言われております。その中で、今後、また防災の関係も含めまして、管理者と協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

以上で小松熙議員の一般質問を終わります。

続きまして、田島毅三夫君の質問を許します。件名は失業対策について他6件であります。答弁者は、町長、副町長、担当課長となっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

6件通告してありますが、順番に質問させていただきます。一つ目はこの失業者対策をどうするかという件名でございますけれども、現在、東洋町のですね、生活保護受給者のうち10パーセントの方、約14世帯の受給理由が失業などによるその他となっております。つまり、その体が丈夫である。仕事はできます。ただ仕事がないから仕方なく保護をいただいていると、こういう方でございます。こうした保護受給者及びまだ、それからのちにですね、予備軍と、言い方が悪いですが、今後、このまま続けば、保護に切り替えなければ生活が成り立たないという方もたくさん聞いております。そういう中でですね、今の朝の質問あるいは一般質問の中でも質問がありましたが、この失業問題、失業者

対策ということが非常に大きな問題でございます。こういう問題を東洋町長として、これは二番煎じになって、同じような答弁になるとは思いますが、同じ質問になって申し訳ない。そして、これは、このまま放置すれば、私は一番心配しているのが、家庭崩壊ということでございます。家庭の中で柱になるご主人が仕事がなくなって、収入が途絶える、こうなったときにですね、本当にもう家庭の中でどのようなことが起こるか、非常に心配をしております。人口流出や未婚者の増加などによってですね、更にますます町勢の疲弊が目に見えてくると、こう思います。そういう意味からも町長の具体策を聞きたいんですが、先ほどの答弁見よったら、妙に聞けるかどうか。再度、1時間か2時間経ってますが、その間にアイデアが浮かんでるかも分かりませんので、ひとつよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。1時間、2時間の間に、いいアイデアは浮かんでおりませんが、答弁致します。この通告書の中にもですね、放置しているという表現もございますけれども、町と致しましてもですね、全く放置をしているということではございません。喫緊の課題であります減災防災対策も、公共事業費の確保という点におきましては、雇用の確保にも繋がっているのではないかと考えております。土木業者の激減はですね、本町のみではございません。先の小泉改革により、地方交付税を大幅に削減されております。本町は3億円ほど減額の影響を受けてきております。また、国勢調査の数値によりまして、23年度からは、更に5,700万円が減額されております。地方の公共事業も激減したわけでございます。本町にも、最多の時期には30社程度の業者が存在していたのでございます。現状を少しでも上向けるには、国の政策によりまして景気回復に期待しなければなりませんけれども、防災対策や、あるいは高規格道路の取組み、建設も含めまして、地方には公共事業が必要であるという現状があるわけでございます。本年度は、本町内での県工事だけを捉えましても、事業費ベースで10億円以上の投資をすることとなっております。また、事業着手が送電線の関係で若干遅れておりますけれども、メガソーラー事業の導入も雇用の確保に繋がって

いくものと考えております。事業が軌道に乗った場合にはですね、関連する収入については一旦、基金に積み立て、産業振興策のための経費とすることも検討していきたいというふうに考えております。そのような取組みも失業対策に繋がっている、繋がっていく方向で取組んでいきたいというふうに考えておりますので、決してですね、座して放置しているということではございませんので、ご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

1時間、2時間では無理やと思いますけれども、一つはですね、光ファイバーができた時点で、これができれば雇用に繋げていく、町振興に繋げていくという、そういう計画といたしますか、約束をしておりましたが、それもどうですか。それがうまいこといかなかったということ認められますか。一度、お聞きしたいと思います。その中で、この現状の中でね、ではどうするかという問題なんですよ。これは確かに今は、町長の言われたように、現状は厳しいもんがありますが、しかし、それをそうかといって、そのまま置くわけにはいかない。この各産業、農業、林業、商業。もう各産業は、ただもう本当に息の根が止まるぐらいになっているんですからね。そこで今回、一つのですね、自分なりの案としまして、例えば、町と、何回も言いましたから、簡単に言いますけれども、公費、町が公費を支出して、そしてから、また発注者の農家、受益者ですね、その受益者が応分に負担をして、そして例えば、栽培あるいは消毒、草刈り、いろいろそういうものに来ていただける、そういうそのどういたしますか、担い手の応援隊といたしますか、そういう組織を作っていたら、そして例えば、今日はちょっと人がいるが2人ぐらい来てくれませんか。消毒するから3人来てくれませんか、というような形にさせていただいて、その費用は町と、その受益者が応分に負担していくと、こういうやり方の事業を立ち上げていただきたい。これは国の、県のそういう補助金も探せばあると思いますが、是非、やっていただきたいと思います。町長の考えを聞きたい。例えばですね、自分の試算でございまして、公費が仮に1,000万出すとしたらですよ。仮に受益者が1,000万出したら、合計で2,000万になるんですよ。

一人当たり日当が1万円としたら、2,000人役の方が仕事ができるわけです。年間365日のうち250日、仕事をするとしても、それで計算したら、だいたい7、8人くらいの雇用が確保できる。それによって、今いう耕作放棄地になっている、またあるいは予備軍になっている農地が守られていく。担い手不足の解消にも繋がる。また東洋町の産業、製品の生産の振興にも繋がると、一石3鳥も4鳥にもなると思うんですが、これはね、是非、やっていただきたい。町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。光ケーブルのこともちらりと触れられましたけれども、これはですね、3月に工事が終わったばかりでですね、具体的な取組みというのは、これからということでございます。またですね、海の駅も大変ご迷惑を掛けておりますけれども、これで半年が遅れました。夏には完成をする予定でございました。その中でもインターネットの活用方法についてもですね、やっていくというような計画でございましたが、今のところ遅れております。そういう中で、このインターネットをどのように活用していくかということで、25年度にはですね、総務省からの事業を導入致しまして、地域情報化アドバイザーということで、これは全額、総務省が負担してくれます。定期的にこういった方との情報交換、あるいは指導を受けながらですね、利活用方法について、今年取り組んでいきたいというふうに考えております。このメニューの中にはですね、地域情報化のインターネットを使っての利活用の推進支援というような項目がございます。この中でアドバイザーに来ていただくという段取りをしているところでございますが、メニューと致しましては、地域人材の育成、あるいはまた地域資源の発掘とブランド化の支援とか、いろいろ若者の自立支援とか、いろんなメニューもございますが、全てが総務省におんぶに抱っこというわけにはいきませんけれども、このような制度を導入していくということで、利活用も図っていきたいというふうに考えております。先ほどの失業対策としてのご提言につきましてですね、今のところはまだ、具体的なことは考えておりませんが、(議席より、やってくれるとの発言あり。) 約束はできませんが、

以上でご理解のほどよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

これで1問目は終わっておきます。ただ、最後にそういうことですが、そういう説明を受けました。しかし、我々としても、こういう何とかして東洋町の、この失業対策を考えていかなければならないということで、それぞれが皆考えて、今朝からね、提案しているんですよ。そして、それがどうしてもできないとなれば、やはり執行部が、行政の方がカチツとしたものを出さなければいけない。考えていきますということでございますので、是非、考えていただきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。新規就農研修補助制度による耕作放棄地と失業対策を提言する。よく似たことですが、ちょっと内容が違いますので説明させていただきます。この新規就農研修助成制度、就農は農業に就くという就農です。就農研修助成制度はですね、特用林産、現在行っておりますね、その特用林産、備長炭の方でございますが、この研修制度と、ほとんどといいますか、全くというぐらい、よく似た制度でございます。つまり、就農希望者を2年間、栽培農家が指導、研修して終了後、就農していただくと、これが趣旨でございます。それを目的とした、県と町の補助事業でございますが、その間、研修生には2年間の間、月15万円、それから、研修生を受け入れる農家の方に指導料といいますか、プロパー代として5万円支給されると、こういう事業でございます。制限年齢は65歳までとなっておりますけれども、この新規就農者研修助成事業をですね、是非、取り入れていただきたい。先ほど同僚議員からも2名の、そういう希望者がいるということを知りましたが、今回、私が提案しているのはですね、果樹の振興の方でございます。ポンカン園の方でございます。ポンカンの就農者の育成でございます。皆さん知っていると思いますが、ポンカン山もどんどん寂れております。それから更に、更に高齢化が進んで、担い手もなくなって、次第、次第に、年々、面積が狭まっている状態でございます。そこをですね、新規就農者研修を活用して、その卒業した方に、そのポンカン園に入ってもらいと、ただ、それは新しい山を借って、開墾して植えるということになれば間に合いませんし、お金が掛かりますので、その耕

作放棄地、あるいはその予備地を貸していただいて、そこに、その方に入っていただくと、こういう一つのアイデアでございますが、どうでしょうかね。町長、これは何とか、これに町が乗ってきていただきたい。町主体の事業でなければ、県の方が認可できないということでございますので、東洋町として特用林産と同じように、これをひとつ前向きにやっていたいただきたい。それによって、本当に農業者が助かりますし、また何人かの就農者も失業対策になると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。それから、これで止めておきますが、町長、ひとつ、いいお返事をお聞かせ願ひたいと思っております。

議長

(小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
私の方からは田島議員さんの質問に、新規就農の関係でお答えをしたいと思っております。新規就農希望者が高知県新規就農研修支援事業者の各要件に該当し、研修生としての補助が受けられる場合は、町としても事業申請をしていきたいと考えています。ただし、新規就農者が希望する研修内容となるため、ポンカンの再生だけに絞るのは難しいのではないかと考えます。また、新規就農を希望する方がいる場合は、町が窓口相談となり、県や農業関係機関等、連携を取りながら、新規就農者の拡大、推進を図っていきたいと考えています。以上です。よろしくお願ひします。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
基本的には産業建設課長の答弁のとおりでございますが、ポンカン園につきましてはですね、土地改良区も解散をしているという現状がございます。後継者対策としても、後継者がいないというところがですね、現状の一原因というふうにも考えております。けれども、ご提言の趣旨は大変理解はしているところでございます。ただ、農地ですね、農家の方の意向でありますとか、条件的なものを集約することも必要ではないかなというふうにと考えると、また、借る側の需要もですね、

どれぐらいのものが、把握する必要もございます。例えば空き家対策がなかなか進まないのは、貸す側の条件が難しいという実情もあるわけでございます。農地の有効活用ということについても現在、政府も規制の緩和を図っていくとの方針だというふうにも聞いておりますけれども、ご提言のですね、グループになるのかですね、個人的なやる気のある方を対象にするのか、自主的な団体といいますか、個人も含めましてですけども、やる気のある自主的な要望があればですね、そういった調査も踏まえながら、検討していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、町長の方から条件的な集約も大事と、こういうことがございました。確かにこれの就農する、あるいはまた研修を受けさせるという、言い方が悪いですね、受けてもらう方にも結局、確かに条件があります。一つは就農しなければならないという条件もあるんですよ。終了後にですね。これは確かにそのとおりだと思います。しかしながら、病気とか、けがとか、あるいは家庭の事情等で受けることができない。継続することができない場合には、もう仕方がないということも、県の方から確認しております。それから、会計帳簿の記入ということも一つの条件になっております。しかしこれも、研修期間の中で受ける方、あるいは教える方も一緒に勉強するというので、結構ですという確約もいただいております。そういうことからやはり、こういうことについては、うちはクリアできるんじゃないかと、こう思っております。それから問題は、どちらが先に、今、先ほど課長の方からまず、受入れ側からということを言われましたが、いや違う、反対言うたか。研修生を先に言うたんかな、県の方は受入れを先にやって下さいと、こうやったんですが、受入れが確保できた時点で公募して、それに研修生を募集するという形がいいんじゃないですかと、こう聞いたんですけども、これはまた調整したらいいと思います。そしてもう一つは、現に私の同級生の山が荒れています。この間、話をしたら、全部貸すと、いやごめん。全部じゃない。一部、自分が作る分は除けて、後は残り全部貸すと、こう聞いておりま

す。そういう意味からもやはりね、聞けば、面積は広くはない、全部はという、一部は貸すという方もだいぶありますので、それからまた、ここ2、3年のうちに、やはりうちもようせんなるという方もあります。そういう方を合わせていけば、うちは十分に面積は確保できると思います。ただ問題は、それを何年も置いたらもう駄目です、これは。だから本当にね、ぱっと手を打てるような段階で耕作放棄地に、耕作をやめたときに、ぱっと入れ替わられるような形で持っていくべきだと思うんですよ。非常に難しいと思いますけれども、これはクリアできると思います。それから、町住民さんだけでなく、そういう、その意欲のある方、東洋町へ行って、ポンカンを栽培して、そして、生活を安定させて、東洋町の住民になろうと、そういう方もおられると思います。そういう方に門戸を開いて募集すれば、私は十分に確保できるのではないかと、こう思っております。それから、その栽培している方には何人か当たりましたが、それがいけるなら私も立候補したいと、申したいと、こう聞いておる方が何人もおりますので、是非、これは前へ進めてもらいたいと思います。それからもう1点ですね。これは、農業、午前中は、畑関係の農業もあります。うちの言っている山関係もあります。こういう農業だけでなく、漁業関係にもこういう事業があるようです。これは勉強不足でしたが、実は一人、大阪から来られて今回、船を買って、そして、自分が漁師になるために、その元の船の漁師の方に今、教えてもらいながら、漁を勉強しているという方を聞きました。結局、全部自腹やったそうですがね、こういうことをもっと早く、町が早く、この情報を取り入れて立ち上げておけば、そういう人にフォロー、対応できたんじゃないか、ということをお思っております。どうか今後、これを、この私の今言った事業を、何とか成功さすように、行政が、執行部が、前を向いてやっていただきたい。町長、確約ができればもう一度、いただきたい。なければさっきの答弁で約束をもらえたというように思いますが、よろしくお願いします。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
確約はできませんけれどもですね、研究をしてですね、需要と供給ということも含めまして、調査をするというところでもよろしく願いをし

たいと思います。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。次の質問ですかね。

7番議員

(田島 毅三夫君)

3問目にいきます。その前に、一つだけ町長にお願いしておきます。先ほどの、うち以外の質問者の答弁の中で、こう言われましたね、人口減ストップのためにも就農促進をしていきたいと、こう言われました。それから補助金も検討したいと、こういう答弁がありました。これもポンカンの方にも、一つこれを当てはめて、頑張っていたきたいと思えます。

3つ目の質問に入ります。地区連絡員によるチラシ配布漏れの解消についてという質問でございます。もうちょっとゆっくり言おうか。

議長

(小野 正路議長)

いいですよ。

7番議員

(田島 毅三夫君)

時間まだあるかい。平成23年4月からですね、現在まで、広報や議会だよりなどの町情報は、地区連絡員による配布と、それ以外の緊急的な募集やお知らせなどは、新聞チラシで配布しておりますね、広報されておりますが、新聞を取っていない方やチラシの入らない新聞を購読している人など約250世帯が、これが配布漏れになっている。情報漏れになっている。こういう現実があります。例えばですね、臨時職員の募集があったとしても、新聞を取っていない失業者の方は、それに募集する機会が失われるという、こういうことなんです。これは考えたら大変なことだと思いませんか。同じ町民であり、住民でありながら、そういう、その恩恵といいますか、町の情報が入らない。そして受けるべき、受けれる義務、権利といいますか、それが結局、受けられないと、そういうことに、これは大変なことだと思います。それが現町長になられてから2年以上の間、それが是正されずに今まで続いていると、こういうことなんです。25年度からは是正すると、こう約束したので、3月議会で確認したら、もう少し考えさせてもらいたいと、こういう答弁でした。しかし、今日、本人様にもう一度確認すると、もう何とか、この

ままでやっていきたいと、こういうことでございますが、これはなかなか許せるものではありません。そこで、もう一度お聞きしますが、全世帯に漏れなく配布できる具体策を、日限を切ってカチツとしていただきたい。この場で、そうでなければ、これは住民さんに対しても大変な問題になると思います。以上、3点目の質問でございます。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

田島議員の質問にお答えをしますが、妙に答えが分かちようところで、答弁をせないかんという厳しいところがあります。緊急チラシにつきましては議員、指摘のとおり、広報配布時以外についてはですね、新聞折り込みで対応してきたところでございます。基本的には区長さんをお願いをする。それ以外の対応として、チラシを新聞折り込みとする場合に、折り込みすると同時にですね、全戸に周知する方法として、1、掲示板に張り出す。2、公民館等の町公共施設に据え置く。3、IP告知放送を利用する。4、町ホームページに掲載する。5、海の駅が完成すれば、施設を利用して据え置くということを、3月議会で答弁させていただきました。25年度は、以上の取組みで対応していきたいということでございます。地区連絡員制度の見直しについてはですね、今現時点では考えていない、ということでお答えをさせていただきます。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

まあ、3月議会と同じ答弁なんですよね、そのときにも、こう言ったんですよ。全世帯、光といいますけれども、これは30何パーセントの方が、まだ加入されておられません。それから、防災無線についても、全世帯が聞けるとも限りません。光にしても、防災にしても、そのときに居なければ聞けない。仕事に行ったり、いない場合はね、それから、掲示板ということもありましたが、どうです皆さん、掲示板へ見に行ったことがありますか何か。ね、そんなこと行けるわけがないでしょう。い

つ、チラシが入るか分からないのに、毎日、掲示板へ行って、チラシが入っちゃうのか見に行けますか。こういうことは本当にね、これは駄目です。副町長。一つはうちの提案でございますが、一つは地区連絡員制度というのをもう一度、おおもとからやり直したらどうですか、これは。再編成。若しくは野根、甲浦、生見に、この専属の、そういう配達員さんを配置させてもらいます。これは財源的、予算的にどちらがどうなるか分かりませんが、現在の約140万円の地区連絡員さんの報酬と、それから新聞チラシ代と合わせて、それ以内で収まるかどうか、ちょっと分かりませんが、専属の、そのいつでも配ってくれる方、今現在では、地区連絡員さんが2、4、6、8、12の、今いう広報の配布のときでなければ配らないという、いろいろな条件があるようですが、もうその都度、1枚でも2枚でも配っていただけるような体制、これを是非、取っていただきたいが、どうでしょうかね。ほんで結局、基本的には一人も漏れなく、この町情報が同じ住民さんとして、配られない、伝わらないという不公平を是非、改善して、改革、改善をしていただきたい。それが、私の質問の趣旨でございます。答弁をお願いします。

議長

(小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)
田島議員にお答えを致します。全く同じ答えということで、ご指摘を受けましたけれども、基本的には区長さんを利用したい。ほんで今、2、4、6、8という偶数と言いましたけれども、できたら毎月という形ですね、お願いをしたいというふうに基本的には考えてます。ただ、議員が捉えております、250世帯というのは多分、全世帯数から新聞の折り込みの新聞を取っている人を引いた、残りの数というふうに捉えておるんですけど、その数はですね、今、1から5までお答えといたしますか、報告させていただいたことをすることによって、限りなく250からは減ると確信をしております。ただ、田島さんが言われるように、ゼロにはならない。そこら辺、ゼロになるような方策ということですが、今のところはそういう形で対応していきたいということで、基本、区長さんということで。(議席より、専属の方を雇ったらいけるんですとの発言あり。) はい。(議席より、やりませんかとの発言あり。) 次にします。すみません。

議長

(小野 正路議長)
田島議員。

7番議員

(田島 毅三夫君)

質問項目が多いので、これで止めておきますけれども、是非、もう全員、全世帯、配布ということはこれはもうね、どうしてもやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目の質問に入ります。ちょっとこれも職員さんには、ちょっと頭の痛い、耳の痛い話になりますが、よく聞いていただきたいと思います。職員の職務姿勢の問題点の改善を求めるという題でございます。昔からですね、行政の衰滅、中国の昔の話、聞きよったって、やはりこの国が減びていくというのは、やはりその公務員といいますか、議員といいますか、官僚のですね、サービス姿勢の乱れから起きている、こう聞いております。最近、特にこの東洋町の職員さんの約束違反や怠慢などがね、目に余るものがある、こう思っております。住民軽視が目についてですね、本当にうちはイライラした気持ちになっておりますが、サービス姿勢に緊張感がない。何点か例を上げて、職員指導をどうしているのか聞きたいと思います。1つ目にですね、間伐制度が去年、一昨年からできましたね。あるのに持ち主に拒否した、家裏の大木の切り倒し、持ち主とは山の持ち主さんがよう切らん、切るならあんたらが切ってくれたらいいと、こういう話があったようです。大木がだいぶありました。ほんでそういうものを切っていただけないかという、間伐の方にお願ひしたところが、それはできないから、あなたたちが勝手に切って下さいということで、その方が7万円、自己負担をしてから人を雇って切ったと、こういう話があったものでね、なぜ、もっと親切な、誠意のある対応をしてあげられなかったのか、してあげられなかったのか、こういうことでございます。それから、工事や事業実施を住民や業者に確約しておきながら、勝手に変更したり、職員さんが、ちゃんとやりますという約束をしておきながら、勝手に変更したり、あるいは他の業者に発注したりと、こういう苦情もきております。それから2つ目にですね、各委員会などの議事録の未整備があります。この議事録というのは永久保存になっていると聞いておりますが、非常に大事な資料です。データです。それが未整備であって、テープの未収録や紛失などが次々、明るみに出ております。どう指導しているのかお聞きしたい。また議事録はですね、国の

方からは全文収録を行え、という通達がきているようですよ。平成24年の3月議会では、町長から今後、全文収録するようにしたいと答弁がありましたね、憶えておられますか。しかし、その24年から3月以降にも問題が起こっております。この問題に対して町長、全文収録、要約禁止を徹底していただきたいが、いかがでございましょうか。3つ目でございます。住民への回答や連絡、報告はない、あるいは遅いという苦情がたくさんきております。まず、連絡、報告、対応の迅速化を徹底して図っていただきたい。都合の悪いときは検討すると逃げますが、検討した結果を聞いたことはない。検討すると約束したら、その結果を住民に報告すべきだと、こう思うんですが、どうでしょうかね。それから、非を非と認めるなど、間違ってたとしても間違ったと認めるなど、これがその庁内での申し合わせになっている。まさかと思うんですが、どうですか。こう元課長から聞いているんですが、名前出せといえませんが、出せというたら出しますよ。これが、もし本当なら大変な問題だと思うんですよね。だからこういうこともね、事実、思えば職員さんが非を認めて謝罪することが極めて希である。今までの自分の経験からいえば。行政改革のまず、一步は非を非と認めた上で謝罪し、再発防止を対策することです。全職員に徹底を求めたいと思うが、町長の考えをお聞きしたいと思います。それから、住民陳情や質問者などには返答する法的義務はないという理由で、返答を今まで拒絶してきております。拒否してきております。しかしですね、これは住民軽視も甚だしいと思うんですよ。法的義務の有無は別にして、主役である住民の要望があります。行政は住民の公僕としてね、口答には口答で、文書では文書での、申請には文書で誠意をもって返答する、回答する。これが責務だと思うんですよ。何か考え方が皆さん違っている。どこかがずれていると思います。これを今後、まず改善していただきたいが、考えをお聞きしたいと思います。それから、年度末や任期切れなどに臨時職員さんの募集を行っておりますね。これは、臨時職員さんは1年間という期限を切られた臨時でございまして、それでいいんですが、ところが現在、勤めている方、その方に、聞けば、再雇用を決めた上で、形だけの募集をしていると、こういう苦情がたくさんきておりますが、事実でしょうかね。そうであれば、これは大変な問題です。生活をかけて真剣に申込む住民に対する最大の侮辱だと思っております。募集の仕方を今後、再検討するように求めたいが、考えをお聞きしたいと思います。これが5つ目です。それで6つ目にですね、これは最後になりますが、以上のよ

うな住民に対する職員の対応には苦情や怒りが絶えない。こうした職員の服務上の問題点は副町長、町長、またあるいは管理職がですよ、その下まで届いているのか、届いているなら、どう指導して再発防止策を取っているのか。届いていないなら、届く行政システムに変えていただきたい、という質問でございます。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
お答え致します。最初にですね、1番から6番まで全体を捉えてですね、お答えを致しますが、確かにですね、気配りとか、配慮に欠ける職員もいるのかも知れませんが、若い職員であればですね、さまざまな経験も必要でございます。対応のまずさということもあろうかと思えます。例えば住民が来庁すれば、何らかの用事があるから役場に来ているということでございますので、それを無視するような、気が付かないようなふりをする、というような態度の職員も現にありました、といいますか、そういうような状況に居合わせたと、私自身が居合わせました。直接、注意をするということもございましたけれども、基本的にはですね、管理職が部下を管理して指導する、ということが管理職の職務でございます。当然に問題があれば、庁議でも指摘しているわけでございます。課員に徹底ができていないのかということになればですね、確かにご指摘のような疑問も感じる場合もあるわけです。誰のための役場かということも、仕事納め、あるいは仕事始めに何度も言ってきたわけでございます。しかし、なかなか浸透してない、他人事とも感じるような場面も多々あるわけでございます。はっきりと認めるところもございません。人事管理も含めて自覚の欠如、勤務状態も含め、直らない職員につきましてはですね、相当のペナルティーも含めた指導も必要だと考えておりますが、その適切な時期ということも勘案していかなければなりません。職員の育成という意味では見極めということも含めて、長い目ですね、長所を伸ばすということも大事だと考えております。職員全体、また個々の人事管理と指導ということの難しさをですね、今、痛感もしております。緩んだゴムは少しずつ引き伸ばしていかないとちぎれてしまうと、というようなこともお聞きするわけでございますが、ご理解を願いたいなというふうに思うわけですが、個々にですね、私の方から答え

れる範囲の中で答えていきますが、3番目のこととございますけれども、申し合わせですかね、このような申し合わせは庁議でもしておりませんし、全くその反対のことばかりをしているというのが2年間です。過去にそういうことがあったのかも知れませんが、現在、そんな話は聞いたことはございません。それから陳情とかにつきましてはですね、日程調整をして所管課と一緒にですね、丁寧にまた、迅速に対応してきているつもりでございます。当然、その中にはできること、できないこと、予算を要するもの、時間が掛かるもの、様々な多種多様な要望事項があることは事実でございます。そういう中で、できるだけ早く対応してきているつもりでございますが、住民陳情には対応してきているつもりでございますが、この中の返答する法的義務はないというような、これはですね、田島議員の公開質問状のことではないかなというふうに思うわけですが、（議席より、それ以外のとの発言あり。）どういうことでしょうか、私は（議席より、公開質問状だけやなしに他の陳情等もそのままなってますでしょうかとの発言あり。）そういったことを改めてきておりますし、再度、出していただくという中で、ご来庁をお願いしてですね、所管課と一緒に対応してきていると。その中で、できないものも当然、出てきます。予算のこともあります。できるだけ丁寧に対応してきているというつもりでございます。そういったところがですね、自分が知らない部分もあるのかも分かりませんが、それはそれでまた、あとからですね、ご指摘していただければというふうに思いますが、何でも全てを本会議でいうというのもちょっとですね、住民というところにですね、違和感も感じるところもございます。それと臨時職員のこととございますが、現在、登録制度に戻して2年目ということとございます。この登録制度がベストな方法であるとは考えておりませんが、必要が生じたときに雇用する方法として、上期、下期とに分けて、年2回に公募するのがいいかどうか、そういったことも検討していきませんが、当然、現場サイドの意見としたらですね、能力や人材の確保という点で、継続雇用となっている場合もあるわけとございます。この件につきましては試行錯誤しながら、臨時職員の雇用について、更に検討を加えていくということとご理解願いたいと思っておりますが、もう少しですね、現状の登録制を継続したいというふうに考えております。以上でございます。

議長

（小野 正路議長）

田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫君)

町長からそういう答弁をいただきました。確かにこれは難しい問題だということはよく分かります。そちらには、そちらの立場もいろいろあると思いますけれども、ひとつ、何点か再問しますけれども、例えばね、先、これを言っておこうか、陳情、質問状のことでございますけれども、確かにうちが何回か、あれは公開質問状でしたか、出させてもらいました。それも、もちろん返事はなかった。それから、JFの、漁協からの質問もありましたね。それも返事がなかった。それから、この間、外八島の有志から10何名からの陳情も出ました。それも、どのような結果になったか、私が1軒、1軒回って説明はしてありますから、内容は分かっておりますけれども、陳情に対して、できれば町長からの、そういうそのね、いただけたらよかったなという感じをしておりました。(自席より、部落会で報告はしておりますよとの発言あり。)部落会っていったて出る人と出ん、あれは有志やったきんね、部落からの申請じゃなかったから。(自席より発言あり。)出てきたか。それはちょっとごめんなさい、気が付かなかった。(自席より発言あり。)ああそう。うちがいうのは、今いう18名の方の有志からのことでございます。そういうことがあったので言わせてもらいました。それから、全てに私は答えなければいけないと言っておりません。それは必要のあるもの、ないものもあると思いますし、そこは、そのいかなくても、駄目であっても、よかって、やはりこれは何らかの形で、その提出者に答えなければならぬという、自分の考えがあるもので、そういう意味から言わせてもらいました。だから、いかないものはいかんという報告をすればいいわけです、答弁をね。できれば、できると言ったらいいわけです。それは何もいかんということをお願いに、止めちよくというようなことでなくて結構です。それは住民さんも分ちようと思います。それから、雇用の臨時さんのことでも、これはもう前の、前の、もう一つ前の町長か、ぐらいから何回も、うちが質問させてもらいました。同じように正職員さんと仕事をしている臨時さんが、5年も、6年も、あるいはもっと長い方もおられますが、そういう方が年々、年々更改していかなければならない。賃金もほとんど上がっていかない。保障もない。こういう中でね、やはりこの臨時雇用の問題についても、もう少し何か改善の余地はないかということでございます。私の一つの提案としたら、本当に

この臨時雇用ということは緊急の、短期緊急といいますか、どうしても雇わなければならないというようなものにやはりして、それから、その次の段階で正職員ほどではないけれども、緊急臨時にやって下さっている方、それから、そのもう何年も、何年もやって、この方達がいなければ東洋町の行政が成り立たないというものについては、うちは正職員として雇用してあげてもらいたいが、予算は確かに上がります。それからまた、職員定数条例の変更も必要になると思いますが、やはりこれはね、このまま放置するというのはおかしいと思う。それから3段階に分けて、そういう方と、それから、今いう臨時の中長期的な臨時のこと、それから緊急、短期のそういう臨時と3つに分けてですね、何とか今後、検討してあげてもらえないかと思いますが、町長の考えがあればお聞きしたいと思います。それから、検討するという言葉はよく聞きます。自分自身も悪いですがよく言います。しかし、うちの場合は検討すると言ったら、必ず検討して結果を報告しております。だから、職員さんもそういう口癖になっているかも分かりませんが、それを言った場合は、住民さんはそれを期待して待っておられますので、検討した結果を、今後、そういうことを言ったときには、必ず時間は掛かっても、検討した結果を報告してあげて下さい。これはもう町長の口から庁議なり、そういう中でひとつ徹底していただきたいと思いますが、どうでしょうか。それからですね、この議事録の保存ということについては、これは大事な問題です。これは永久保存ですからね。ほんで東洋町のそういう委員会、あるいは議会がそのとき、どのような検討をしたのか、議論したのかということはそのまま残るものですから、これはね、全訳を是非、お願いしたい。町長はこの間、そのようにしたいと、こう言われましたので、もう一度、ここで確認いただけたら嬉しいのでございます。それから、これは一番最後に、ちょっと町長にお考えをお聞きしますが、庁内服務姿勢、これは査定をしてますね、勤勉手当のそういう査定を。課長クラスは町長、副町長がやって、一般職員さんは管理職が査定をしていく、あれは6月でしたかね、やるのは、6月、12月やったかな、年2回やっていると聞いておりますが、こういう庁内の中での服務姿勢は、それはそれで確認できると思いますけれども、その今いう、私が今回、並べたような住民さんとの対応という、その問題点についてはどのように把握しているのか、それをお聞きしたいと思います。それから、前町長のような目付を置けとまではいいませんが、住民の声は真摯に受け止めて、誠実な対応を求めておきたいと思います。また、勤勉手当に及

ぶキッチリとした服務審査を行えとも指摘しておきたいと思います。以前、議会へ議員心得を提案したことがありますけれども、どうでしょうかね、職員も職員心得というのを作っていただいて、そして、どこかに何箇所か貼っていただいて、日々、それを見ながら職務に、服務に就いてもらいたいです。職務に。そういうことも提案したいが、町長の考えをお聞きしたいと思います。以上で止めておきます。

議長

(小野 正路議長)
町長。

町長

(松延 宏幸町長)

今、たくさんご指摘していただきましてありがとうございます。確かにというところもあるわけですが、テープの問題にしてもですね、これは再調査といいますか、庁議の中で各部署の状況をですね、自分もこの答弁は多分、初議会辺りでの答弁だと思いますが、2年が経っておりますので、どういう状況になっているのか(議席より、24年の3月との発言あり。)1年前ですかね、そういうことも含めて、庁議の中で徹底していきたいというふうに考えております。それと臨時職員ですが、当面はこの形でやっていくつもりではおりますけれども、確かに臨時職員、正職員の代替的な役割として雇用されている、実態としてですね、賃金は同じであったとしても、そういうような状況で雇用されている方、あるいは単発的に雇用される方、いろんな状況もあるわけですが、正職員数もかなり減ってきております。そういう流れの中で、同一賃金がいいのかどうかということも含めてですね、それは議論の余地があるということは認識はしておりますが、直ちにですね、昨年ですかね、7年ぶりに臨時職員の賃金の見直しもしておりますので、次から次と、そういう余裕もございませんので、その辺のところは時間を置いてですね、見ていていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。怒りが絶えないということでございますけれども、これもですね、直接、聞く場合もあれば、その他のことは庁議でもいろいろと、こう確認をしていきたいというふうに思っておりますので、ご指導のほどひとつよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

町長の方からいろいろ答弁がありました。若干、住民の声であるとか、職員の服務上の問題点、町長、副町長に届いているのかというご質問があったかと思えます。この点については届いている場合、届いてない場合、両方あります。田島議員の3番の中で、行政改革の一步というのは、やっぱり行政に非があれば非を認めて謝罪し、事後の再発防止に努める、これはもう当然のことです。そういった点についてはですね、議員が言われるように指導をしていきたい。それと住民との約束事につきましてはですね、結果を報告するようにですね、庁議の中で徹底をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。超ベテランですので、時間配分は10分を切れれば、言うつもりでございました。10分切れましたので、9分32秒。

7番議員

(田島 毅三夫君)

要するに臨時さんについては、職務によって公平に雇用してあげて下さい。それをお願いしておきます。

それから5番目の質問になります。朝のお二人の議員の中から、この同じような質問が出ました。重複する面がありますがけれども、お聞き願ひしたいと思います。次回、震災はですね、最悪の場合には1,000人を越す犠牲者が出ると、この東洋町でですね、こういう情報が流れましたね、この間。そこで犠牲者をゼロにするための避難対策を考えようということでございます。提案したいということでございます。その提案に対してお考えを聞きたいと思ひます。30年で70パーセントということをおっしゃっておりますけれども、東洋町で1人も犠牲者を出さないためには指揮系統の明確な、全町を上げた避難防災体制を作らなければならないと、こういうことでございます。これは今、確かに自主防災組織が40ですか、40組織、それが100パーセントということでございますが、その40組織の長の方が、自分がその組織の長になっていることを自覚していない方がだいぶおられます、聞くところによりますと。そして、その自分の組織がどれくらいのメンバーで、どこまでの範囲かということも、ハッキリ分かっていない人もたくさんおられます。それから、いざというときに自分が何をしたいのかということも、まだ把握でき

ない人もおります。そして、なぜかといいますと、それは区長さんが持ち回りで、それを充て職として受けているからということが大きな原因でございます。だから、そこで私は考えるんですが、53避難所ごとに、53避難所があると聞いておりますのでね、その津波対策関係の。そこに逃げる人がグループになって、自主防災組織を立ち上げ、責任者を決め、いざのときの連携した共助避難や避難倉庫、避難路などの管理計画を立ててもら、管理してもら、そこで。そのグループで、グループごと自分たちが逃げる場所を管理していくと、責任者を決めてですね。そういう体制を作ったら、私はこれはね、ガッチリとそこで一番、前線、最前線の組織が固まると、こう思います。その中で今いうように、あそこのグループの中で体の不調な方、高齢者の方、いろいろ把握できるわけですからね。いざというときには、さっとその方達が共助の対応ができるわけです。そういうことを是非、やっていただきたい。これは確かに自主防災ですから、行政がどこまで関与できるかという問題もありますが、できたらリーダーシップを執って指摘、指摘といいますか、牽引してあげてほしいと思いますが、そのことを考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。それから、いざというときに互いに、あるいは行政との連携が取れる体制にしておかなければならない。次の避難訓練では人数やら、人数と何言いましたかね、もう1つ言いましたね。把握していくと言いましたが、そういうことを即、本部へ連絡すると、本部を作っておいて、どこでも構いませんが、その各避難団体から集まり次第、逐一、そこへ向いて、うちのグループはこういうことでした、という報告を取る。これは訓練ですからね。そこまで、何人集まって、どのようになって、それから、こうや、ああやということを全部報告すると、こういう訓練をしてもらいたい。それから、そのためには避難所ごとの自主防災組織や連合会組織などの立ち上げが急がれますが、現状のようなバラバラではできないんですよね。行政がリーダーシップを執ってもらいたい。それからですね、まず、そこで、そのグループで管理をしてもらうことを今、言いました。それが1問目、2問目でございます。3問目の質問でございますが、避難所、避難路などの管理作業は、それぞれの区や自主防災組織に委ねられておりますね。同僚議員からありましたね、切ったものをもう少し、その管理ができないかというようなこともありました。同じことでございます、言いたいのは。県はですね、地域防災対策総合補助金事業、これは分かりやすく言えば、みんなで考える防災総合補助金制度でございますが、これでですね、2分の1の補

助が出ているようです。これの趣旨は何かといいますと、自主防災組織の活動を支援するという、活動を支援する費用なんです。補助金のです。これを使ってですね、その今いう草を刈ったり、倒木の管理をしたり、除去したり、そういうものに対して、こういう制度を導入してもらえないか、それプラス、町から応分の負担をしていただいたら、自主防災組織の方も非常に助かるし、年に何回でもできると思うんですよ、そういう管理がね。それを是非、1日でも早うにやっていただけないかという質問でございます。それから、自主防災組織や地区で行う草刈りや間伐、これは今いう避難路や避難所関係でございますが、そういう防災活動への万一の事故に対してどうするか。これは副町長と話しました。そして、そういうものが、町にあるものを使えないかという話もしました。しかし、そうでなくても、カチツとしたものを、保険を作ってもらえないか、そういう防災避難、あるいはまた、その管理する中での、活動の中での事故やけが等ですね、そういうものに対する、公費による保険を掛けていただけないかと、こういうことでございますが、考えをお聞きしたいと思えます。是非、やっていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。18分ありますので、大丈夫です。倍ありますので。

総務課長
補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

それでは、田島議員の方から3つ、一般質問を承っておりますので、回答させていただきます。若干、文章で読んだのと、ニュアンスが、回答が、それはまた、再問でしていただければと思えます。まず、1番目と2番目につきましては関連がございますので、一括答弁とさせていただきます。自主防災組織の体制の件についてなんですけども、これまでもお答えをして参りましたけれども、まず、自主防災組織というのは自分達の命は自分達で守る、自分達の地域は自分達で守るという精神に基づきまして、地域の住民が防災活動を目的として、自発的に組織した団体のことで、防災に関する研修、あるいは避難訓練、救護活動などを通じて、災害に強い地域作りを目指すことと、まずは認識しております。南海地震などの災害時に備えて数年前、各地区の組織化に向けまして、支援をしてきた中で、現在の自主防災組織が結成をされております。結成をする中で、地区単位での自主防災組織もあれば、津波避難場所単位

での自主防災組織もございます。確かに田島議員からのご指摘のように自主防災組織で、常日頃から共助の体制を構築していくことが本当、理想かと思っております。しかしですね、自主防災組織の自主的な防災組織の活動に関しましては、先ほど高島議員からのご質問で答弁しましたように、設立後、活発に活動している組織と、あるいは活動が停滞している組織がありますが、過去の震災の教訓からも、各自主防災組織へ再度、組織強化へ向けての支援というのは、ソフト面での重要課題ということも認識をしております。同じような答えになりますけれども、特に共助の体制の中で重要なのが、人の力を借りないと避難をすることができない、災害時の要援護者対策につきましては今後、最も最重要課題となっております。今後ですね、関係各課と連携を致しまして、本町の災害時、要援護者支援計画というのがあるんですけれども、それに基づきまして、災害時の要援護者の個別計画、避難プランですね、進めていきたいと計画をしておりますけれども、共助の取組みとして、自主防災組織の協力が不可欠なこと、それから津波避難場所、それから避難路の整備の進捗にも関係してきますので、時期を見計らって取組んでいきたいと考えておりますので、その際には是非、ご協力の方をよろしくお願ひしたいと思います。続きまして、3つ目のご質問についてお答えを致します。確かに田島議員のおっしゃるとおり、自主防災組織の自主的な防災活動としまして、地域の防災力を高める取組みとして、学習会や防災訓練に掛かる経費、それから津波避難場所や避難路の簡易な整備については、町を通じてですけれども、高知県地域防災対策総合補助金を活用することができます。この事業については以前、平成18年ぐらいでしたか、活用した実績がございます。自主防災組織の方からですね、ご要望がありましたら、活用をまたしていきたいと考えておりますけれども、今年度についてはですね、県への補助金要望をしていないので、来年度以降の活用になるかと思っております。それと、自主防災組織がですね、避難場所や避難路の草刈りを実施する場合などについては、これまでもそうですけれども、草刈り機の燃料代は町が負担をしておりますので、いつでもご連絡をいただければと思います。それと最後に保険の話があったんですけれども、ちょっとお聞きした内容と違うかも知れませんが、自主的にですね、活動しておられる自主防災組織が避難訓練する場合にもですね、けがなどに対応する保険というのは適用されますので、事前にご相談をいただければと思っております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

あと3分らしいです。一番、心配しているのは自主防災組織が今、できておりますけれども、その今、自主防災組織、できている組織で、津波が来たときに対応できるのかということなんですよね。それを考えたら、どうしたらいいかということをして是非、考えてもらいたい。そういうことを想定してね。今、40できていると、頑張っているところは頑張っているかも分からん、できてないと、そういう状態で今、来たときにどう対応できるかと、そこから考えてもらいたい。それから統括しなければまとまらないんですよ。それは自主防災組織でもやはり誰かが統括していかなければならないと、リーダーシップを執って、そういうまとまるように町が行政対応しちゃって下さいという問題です。それからですね、避難プランを作っているといいますが、避難プランは、これはプライベートの問題があって、町がやっているものについては100パーセントできない、できていないと思います。それを公開できないんですよ、情報は。そうやってきたら使えません、それはハッキリいって。これは確認しておきます。それから今いう、みんなで考える防災総合補助金、これは是非、早く対応してもらいたい。そして、できればその費用を出してあげて下さい。それから、この自主防災組織の体制が確立すればですね、東洋町の防災復興計画は大きく前進すると思います。今のままのバラバラの自主防災組織では、いざのときには成果が出ない。1日も早く組織としての統制の執れた自主防災組織に再編して、町自主防災組織連合会を作って、そして町がリーダーシップ、そういうことにリーダーシップを執ってもらうようお願いしたいと思います。時間がないので、これは答弁は。

議長

(小野 正路議長)
答弁者はありますので。

7番議員

(田島 毅三夫君)

ありますが、けれども、あと1分残しておきたいが、次の質問があるから。

議長 (小野 正路議長)
もう1分ですよ。もうないですよ。

7番議員 (田島 毅三夫君)
もうこれでいいですわ。

議長 (小野 正路議長)
そこで仕上げて下さい。先、答弁もらいますよ。再問。

7番議員 (田島 毅三夫君)
ちょっと、ストップしてくれてん。

議長 (小野 正路議長)
休憩します。
(休憩時間：14時41分)
(この再問について、先に執行部の答弁求めることの確認。)

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)
先ほどもお答え致しましたけれども、田島議員のおっしゃるような自主防災組織が本当、理想だというふうに思っております。その理想にです、近づけばと思うんですけれども、もう少しお時間が要るかなと、
(議席より、あんたやったらできるとの発言あり。)がんばります。ありがとうございました。あと避難プランについては間違っていたらいかんので止めときます。

議長 (小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)
どれくらいありますか。

議長 (小野 正路議長)

1分切りましたよ。

7番議員

(田島 毅三夫君)

答弁者を農業委員会会長として通告してあります。この6番目、東洋町の農業振興計画と農業委員会の取組みについてという質問でございます。1番目に現会長の会長公約の一つであった、東洋町の農業者の後継者や担い手の有無など、農業の現状データの作成はできているかという質問でございます。できているなら提出を求めたい。これが1つ目です。それから2つ目に、東洋町の田や畑などの農地及び柑橘等の樹園地がどれほどあって、栽培面積や放棄面積、今後、放棄の恐れのある予備軍などの把握データなどを把握し、データ化するという公約がありました。データの収集はできておりますかという質問でございます。3つ目に会長は農業委員会は今後、地目変更などの許認可だけでなく、町農業振興計画を策定して、町及び農協、農業関係者等に進言し、委員会がリーダーシップを執って農業振興に寄与する、こう公約しましたが、町農業振興への対策及び振興計画はできているのか、関係者への提案は行ったのか、できていないなら、いつ作成するのか。これが3つ目。もう一つあります。8月には委員会選挙があるが、今までのように選挙を回避するために充て職や部落推薦などで調整するような委員会ではなく、本当に町の農業振興、再生に全力で働く決意と、やる気のある人に立候補してもらい、会長公約は履行されるような委員会にすべきであるが、会長の考えを聞くというのが質問で。

議長

(小野 正路議長)

はい、それまで。おまけしましたので。

7番議員

(田島 毅三夫君)

してくれるの。答弁を。

議長

(小野 正路議長)

ちょっと待って下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

代理でやってくれるのであればどうぞ。(自席より、代理というか、事務局としての見解との発言あり。)分かった。ちょっと休憩して下さい

い。ちょっと待って下さい。ちょっと休憩して下さい。

議長

(小野 正路議長)

休憩鈴を鳴らす。

(休憩時間：14時44分)

(農業委員会会長が答弁できない理由の確認。出席要請はまず、農業委員会に投げ掛けてからの出席要請をしてもらう。)

いきます。産経課長。答弁して下さい。事務局の。

(再開時間：14時49分)

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員のご質問にお答え致します。1から3について事務局としての立場で回答させていただきます。1番目につきましては、農業者の後継者としての担い手のデータについては、平成24年度から人・農地プランの作成を地域ごとに作成し、地域の話合いにより計画内容を決定しております。状況に応じて随時、変更もできる計画となっております。平成24年度では生見地区で作成ができています。地域の話合いにより担い手を決め、それに基づき、青年就農給付金制度や農地の集積利用計画など作成をしております。また、平成25年度以降からは甲浦地区及び野根地区で作成を予定しておりますので、全体のものは現在、できておりません。2番目のデータ化についてなんですが、これにつきましても、平成23年度に農家台帳の整備をし、農地面積、地目、家族構成等を整理しております。また、平成24年度に耕作放棄地のパトロールを実施し、利用状況調査を行いまして、農用地を対象に耕作放棄地の整理をしております。閲覧の方はできますので、事務局まで来ていただけたらと思います。3番の農業振興計画については、平成24年7月に農業振興地域整備計画書を作成しております。これは東洋町農業振興地域整備促進協議会に諮り、作成をしております。また、関係機関につきましては、県、JA、改良区、森林組合などに意見書を求め、同意をされております。少しずつではありますが、農業の振興に向けて農業委員会としても取組みを行っておりますので、よろしくお願い致します。(議席より、そういうことを出て来てやってくれたらなんちゃ問題ないでしょとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

以上で田島毅三夫君の一般質問を終わります。

続きまして、今宮裕明君の質問を許します。件名は南海地震に対する県の被害想定を受けてについて他2件であります。答弁者は担当者となっております。9番、今宮裕明君、質問を始めて下さい。

9番議員

(今宮 裕明君)

取りでございます。質問はあとになるほどですね、重複する部分も出て参りますので、よろしく願います。

まず、1番目にですね、この度、高知県の方で被害想定というものが発表をされました。その発表の中で本町、東洋町は高知県下で一番、被害を受けると、特に人的被害におきましては、町民の約40パーセントが被害を受けると、最悪の想定がなされました。その県の想定を受けてですね、今後、本町としてどのように対応をしていくのか。これは1,000年から2,000年に一度、あるか、ないかということを下に、最悪の条件の基に想定をしたわけでございます。自然のことですので、1,000年に一遍なのか、明日、来るのかそれは分かりません。分かりませんが、それを受けて本町としてどのような対策を講じていくのか。これは既に避難施設が完成している所もでございます。それとまた、生見、野根に2つのタワーの建設の予定がありますが、この生見、野根の2つのタワーは、今回の想定をクリアをしているというふうに伺っております。既にでき上がっている施設の中で、山への避難路とか、避難場所というのはある程度、予算もそれほど掛からない所もあるかと思っておりますが、私の地元であります白浜の第1、第2タワーも当然のことで、高さ、全然、今回の被害想定の中では、高さが足りないというふうなことも伺っております。既にできている既製の施設、また今後、またできていくであろう、施設をどのように考えていますか。それとまた、淀ヶ磯は野根から水尻まで東洋町の管区なんですけど、この淀ヶ磯の通行は、車で通行される方は、あるいはお遍路で通行される方がおるわけですが、この避難場所とかそういうものが一切、ございません。そういう所も考慮に入れてですね、今後、何とか淀ヶ磯にもそういうものができるか、施設ができるかということをお聞きを致します。よろしく願います。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

今宮議員にお答え致します。淀ヶ磯という、最後の方にございましたが、午前中にもそのようなご質問もありましたけれども、今はですね、この2年間は、とにかくハード面を整備するということで取組んできております。その中ではやはり人口密集地といいますかね、一番、危ない所、特に白浜地区、甲浦地区ということになってくるわけですが、そういう優先順位を含めてまだ、そういった淀ヶ磯の所まで実際、なかなか予算が回せてないということが実態でございます。今後順次、整備していきたいなというふうに思っております。今回のですね、県の被害想定でございますけれども、午前中にも担当の方から、かなりの地震対策についての答弁がございましたが、改めてこの県の被害想定でございますが、その目的を簡単に紹介致しますとですね、1つには県が進める南海トラフ巨大地震対策を前提としての公表であるということと、2つ目にですね、この資料で市町村の防災対策や市町村の相互支援に活用するための基礎資料とするためであると、3つ目に住民の方々の自助、共助の取組みを促進させるため、という3つの大きな目的があるということでございます。そして、今般の被害想定でございまして、真冬の深夜に発生した、避難速度は1分当たり35メートル、浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難した場合と想定をしております。このような条件で、本町の平成17年の国勢調査の人口を基に3,386人ということで試算をしております。更に10分後の避難開始率は20パーセント程度と見込んでの被害、津波による死者数ということになっております。この死者数がですね、この国調の人口でいきますと1,005人というふうに、推計値というふうになっております。この数値だけを見てもですね、人口の比率で見ても、県下では東洋町が最も高いとの想定ということになっております。この想定の中にもですね、想定結果を見て、いたずらに怖がることなく、正しく恐れ、事前の備えとして住民の皆様の行動が、自助、共助の取組みとして意識の啓発が最も大事であるということも追加をされて、記載をされているところでございます。本町と致しましてもですね、今回の補正予算にも被害想定も考慮した上で、防災公園として用地を含めまして、ハード面の整備を計上したわけでございます。今後は水の問題もでございます。道路の整備、そういうことをやっている間にですね、最悪の場合には、万一、そういう状況になった場合には、仮設住宅等の建設部分としての面積も

確保しておく必要があるわけでございます。造成費用のこと、あるいは今後にはですね、有効な施設建設も検討をしていくわけでございますが、当然に財源のこと、財政状況を勘案しながら、中長期的な視野をもって情勢に、冷静に対応していくことが大事であるというふうに考えております。現在は2カ年間の期限限定であります。有利な起債措置、緊急防災対策事業債の活用を図って避難路を初め、ハード面の整備に取り組んでいるところでございます。南海トラフ地震対策特別措置法がこの秋に成立をすると、予定だと聞いております。その成立にはですね、期待をして、この中に書かれております、津波避難対策特別強化地域の指定がいただけるのかどうか、ということも考慮していきたいというふうに考えております。国の補助金は現在、2分の1でございますが、これが3分の2へと補助率のかさ上げが対象となるということも聞いております。現在は町のハード面の整備、そして、ソフト面での取組みを今後、強化していくことによりまして、被害想定も激減できるということでございますので、今後、避難施設を利用した避難訓練等の強化に取り組んで参りますので、町民の皆様へのご理解、ご指導について議員の皆様のご協力をお願いを申し上げます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

今宮議員の質問にお答えします。国道の淀ヶ磯の避難階段の件でございます。野根の淀ヶ磯の国道に関しましては、お遍路さんや観光バス、または住民の方も室戸や高知方面に行かれる方はよく利用をしております。しかしながら、台風や集中豪雨によりまして通行止めにも多々、なっております。また、山腹崩壊等によりまして災害復旧工事も行われまして、山側にはコンクリートの擁壁ができております。今宮議員のご指摘のとおり、地震、津波が発生した場合には、国道の山側がコンクリート擁壁になっておりまして、避難できない状況になっております。建設省に問い合わせをしましたところ、この擁壁に新しく避難階段の建設をするということにはできないということになっておりますが、現在、工事中の野根の災害復旧工事の所では、災害の復旧工事と併せて管理用の階段を設置をするようでございます。その階段を非常時には避難階段として利用できないか、建設省と協議をしていきたいと考えております。ま

た、町としましては町内の避難階段の事業の計画の進捗状況を見ながら、また、用地や現地の現状を見て、避難階段の設置が可能か検討をしていきたいと思います。

議長

(小野 正路議長)
9番、今宮裕明君。

9番議員

(今宮 裕明君)

町長の答弁の中で、人間がよく住む所を、先、優先順位が付くのは当たり前のごさいます。なおかつ、今、課長の答弁にもありましたが、確かに通行止めになるでしょう。しかし、そうかといって、それは勝手に死になはれ、というわけにはいきませんので、これはね。だからまた、追々と、順々にですね、整備をしていっていただきたいということのごさいます。それとまた、県の大変な数字をですね、公に報告しながら、あんまり言うだけ言うて、あとは知らんみたいな、そんな感じを受けましたので、これはそんなわけにはいかんと思いますよ。大きな数字を言うという、おまんら勝手にせいやとはね、納得はいきませんね。これはこれで終わります。

次の質問に移ります。防災教育について、防災教育という文言は正しいのかはさて置いてですね、本町の学校、小学校高学年から中学校3年生までの義務教育の間、防災についての取組みはできないかということのごさいます。他の市町村ではそういう取組みがあるかどうかは把握をしておりますが、なぜ、こういうことをいうかと言いますか、我々、この議場におる方もほとんど、50代、60代の方がほとんどだと思います。これも南海地震に関連するんですが、30年とか、40年とか先、この議場におる人は、もうすでに80歳、90歳になっておるわけです。そこでですね、その危機感というものをずっと持ち続ける、防災意識を持ち続ける、それはなかなか難しいと思います。5年経ち、10年経ちしたらやっぱり、こうどんどんと希薄になってきてですね、忘れてしまうことが、ほとんどの方がそういうふうになっていくのではないのでしょうか。2年3カ月前に東日本の、ああいう大震災があったから、どんどんと国の方も予算をこしらえてですね、事業に取り掛かっておるところであるわけですが、やはりこれはまた、年々と長年、ずっと過ごしていく中で、ずっと持ち続けるのは、大変困難となる。そこで子ども達にそういう知識を植え込むというのか、持っていて、またそれをず

っとそれを続けていくことによってですね、若者になっても、大人になっても子どもにまた伝える、そういうことを通じてですね、この防災意識というのを持ち続けていける、維持していける、継承していけるというふうな利点が出てくると、メリットがあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。寺田寅彦先生の言葉を引用しますと、天災は忘れたころにやってくると申しております。忘れてはいけませんよ、これを持ち続ける。そのためにも防災教育というものは実現できないか、というところを質問致します。

議長

(小野 正路議長)
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

今宮議員の質問にお答え致します。防災教育についてでございます。今、学校の防災教育というか、訓練はどうなっているのかという現状をちょっとお話をさせていただきます。現状では野根小学校、甲浦小学校は訓練と事前学習を学期に1回、年間3回実施しております。訓練が済んだあとにも一応、学習も現場で行っております。続きましてまた、野根中学、甲浦中学校も避難訓練と事前学習、それに訓練が済みましたあとの学習を、これは2、3回、実施していると言っております。今後につきましては、避難訓練と学習の回数を増やしていくようにと考えております。学校の方には子ども達のことにつきまして全部、指導していきたいと思っておりますので、これで私の方の答弁とさせていただきます。

議長

(小野 正路議長)
9番、今宮裕明君。

9番議員

(今宮 裕明君)

これは学校現場とのね、調整も必要があると思います。

それでは3番目の質問に入らせていただきます。これは浅宇津の岸壁の耐震化なんです、この耐震化、これもまた、地震関連になっていくわけなんです、耐震化をすることによって、どういうメリットがあるかというところでございます。まず、物資の大量輸送というのは、もう皆さんもご承知と思いますが、船で運送するのが一番、多く運べるわけですね。やはり、せっかく船で運べる天然の良港と昔から言われており

まず、甲浦港岸壁がありますが、現在、それは耐震化なされておりません。せっかく良い港があっても、岸壁が壊れていては何の役にも立たないわけですが、そこで耐震化をすることによって大量輸送が可能になる。そして、いざというときの緊急物資のね、拠点となるわけです。それで甲浦港に陸揚げした物資、緊急物資をヘリコプターで、その被災地へ段々と輸送する、そういうことが可能になります。それとまた、震災後の、被災後の復旧、復興工事に対しても資材や物資、どんどんと陸揚げをしてですね、復興に対してスピードアップが図れます。そういういろんなメリットがありますので、何とか耐震岸壁にすることができないか、そういうところをお聞きを致します。

議長

(小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設
課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
今宮議員の質問にお答え致します。浅宇津岸壁の耐震化についてですが、甲浦港については、県の管理となっております、県は平成25年度に港湾長寿命化計画として1,300万円の予算化をしております。これは24年度の繰越しとして予算化をしております。事業内容については、甲浦港の現況目視による調査、それと、潜水による調査を実施し、それを受けて今後、耐震化事業を進めていくということを確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
今宮裕明君。

9番議員

(今宮 裕明君)
今、伊吹産建課長より答弁がありまして、調査中ということでございますので是非、今後も県の方に要望活動をしていって下さい。よろしく申し上げます。最後になりますが、この前、私達は東北の方へ、三陸の方へ視察に行つて参りました。そのときにガイドさんが何度も、何度も繰り返していたのは、物資がなかなか届かないと、物が無いんですと、相当な時間が掛かると、最低、水ぐらいと思いますが、水でさえね、何か月も掛かったところもあるんですよ。そういうことですので、やっぱり耐震化というのは、大きなメリットがあると思います。要望と

か、何とかというのは駄目ですので、私からは1日も早い実現をご期待申し上げておきます。どうもありがとうございました。

議長

(小野 正路議長)

以上で今宮裕明君の一般質問を終わります。

以上をもって本日の議事日程は全部、終了致しました。これにて本日の会議を閉じます。これで平成25年第2回東洋町議会定例会を閉会致します。どうもお疲れさまでございました。これにて議会放送を終了致します。

(閉会時間：15時13分)